

令和5年度版

久慈市の環境

(令和4年度実績報告書)



久 慈 市

内容

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的・位置づけ	3
3 計画期間	4
4 対象地域	4
5 実施主体	5
6 計画で扱う環境の範囲	5
7 望ましい環境像	6
8 第2次環境基本計画の施策体系	7
第2章 環境の現状と課題	11
1 市の概要	12
（1）位置・地形	12
（2）気象	13
（3）人口	14
（4）土地利用	15
（5）産業構造	16
（6）交通	17
2 環境の現状	18
（1）大気環境	18
（2）水環境	21
（3）土壌・地下水	24
（4）騒音・振動・臭気	25
（5）有害化学物質（ダイオキシン類）	26
（6）動物	27
（7）植物	28
（8）自然環境	29
（9）廃棄物	30
（10）参画・協働	31
第3章 環境施策の実施状況	33
1 環境汚染の防止	34
大気汚染の防止	34
水質保全・排水処理対策の推進	35
土壌・地下水汚染の防止	36
騒音・振動、悪臭の防止	37
2 生物多様性の確保	38
生物多様性の保全、希少生物の保全	38
3 自然環境の保全	40

森林の保全	40
農地の保全	42
4 身近な自然とのふれあいの促進	45
自然とふれあえる場の保全・創出、緑地・水辺地の保全	45
5 廃棄物の減量とリサイクル	47
ごみの減量化と資源の循環的利用の推進	47
6 廃棄物の適正処理	49
不法投棄・ポイ捨て対策の推進、環境美化活動の推進	49
7 地球環境の保全	53
地球温暖化対策の推進、有害化学物質の監視	53
8 環境保全活動を担う人材の育成	54
環境保全情報の収集・公表、環境イベントなどの推進、環境教育と環境学習の推進	54
第4章 地球温暖化対策実行計画	56
1 地球温暖化対策実行計画の概要	57
2 事務事業編の点検結果	58
3 区域施策編の点検結果	61
資料編	64
1 環境基本条例	65
2 環境基準	69
3 環境用語解説	79

第 1 章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 目的・位置づけ
- 3 期間
- 4 対象地域
- 5 主体
- 6 計画で扱う環境の範囲
- 7 望ましい環境像
- 8 施策の体系

本書は環境基本条例第 8 条に基づき策定した「久慈市環境基本計画」に掲げる進捗状況の点検結果を含め、市の環境の状況並びに環境施策の実施状況の概要を取りまとめたものです。

1 計画策定の背景

久慈市では、市の環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取り組みの基本的な方向を示した「環境基本条例」が2006年3月に施行され、その具現化に向けて環境に関する長期的な目標や施策の方向性等を示した「久慈市環境基本計画（以下、環境基本計画）」を2009年3月に策定しました。そして、この環境基本計画に基づき、市が目指す環境像の実現に向けて、市や市民・事業者がそれぞれの立場で環境の保全と創造のための取り組みを進めています。

環境基本計画策定後、2006年に策定された第1次総合計画の内容を基本とした第2次総合計画が2016年度に策定され、まちづくりの基本理念として「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を掲げ、新たな総合計画のもと動き始めています。

また、2005年2月に発効された京都議定書の後継となるパリ協定が2015年に合意され、地球温暖化対策に関する世界共通の長期目標が掲げられ、日本を含む全ての参加国に排出削減の努力が求められるなど、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

このような状況を踏まえ、久慈市の環境の現状やこれまでの推進状況を整理し、今後の環境課題に応じた、環境基本計画の策定を行います。

環境基本条例に掲げる4つの基本理念

基本理念1

環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

基本理念2

環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。

基本理念3

環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

基本理念4

地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的・位置づけ

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、本市が目指す望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、市、市民及び事業者が協力して取り組むことを目的とします。

本計画は「第2次久慈市総合計画」を上位計画とし、本市における環境行政の根幹として各施設や各分野の個別計画を環境という視点から整合性を持たせ、具体化していくための基本計画として位置づけられます。本市のまちづくり、各種施設の環境に関わる全ての事項については、本計画の方針に沿って策定、推進されます。



3 計画期間

本計画の期間は、環境施策が十分な成果をあげるために必要な期間として、また社会情勢の変化や科学技術の進歩による計画見直し時期として、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間とします。

また、「第2次久慈市総合計画」との整合を図るためにも、必要に応じて見直しを行うことで、本計画を着実に推進していきます。



4 対象地域

原則として、市域全体を対象区域とします。ただし、行政区域を越えて広域的な連携が必要となる取り組みについては、国、県、周辺市町村との連携を視野に入れ進めていきます。



5 実施主体

本計画では、環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民を主体とします。

主な役割



市

施設の整備などの事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めます。
また、市民、事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。



市民

市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します（市民団体も含みます）。



事業者

事業活動において法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努め、環境活動へも積極的に参加します。

6 計画で扱う環境の範囲

本計画は、環境基本条例で定める施策の基本方針に基づき、従来の環境問題であった典型7公害や自然環境の保全などに加え、廃棄物問題、環境教育及び環境学習までを範囲に含めます。

また、近年の環境問題は、地域的な問題だけでなく地球規模へ広がりをもつため、地球環境を保全する取り組みも含めます。

対象とする環境の範囲

生 活	大気、水、土壌、音、においなど
生 き 物	動物、植物、生態系など
自 然	森林、農地、水辺地、公園など
資源・地球環境	廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化対策など
参 加 ・ 協 働	環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動など

7 望ましい環境像

「第2次久慈市総合計画」では、活力と笑顔あふれる豊かな久慈市を創造するために、まちづくりの目指す将来像として、「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を掲げています。

この将来像を実現するために、地域の誇りと魅力を再認識し、市民一人ひとりが将来を見据えながら市民協働の取り組み意識をもち、共有しながら総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

また、本計画の策定にあたって実施した環境意識調査結果では、大気や水質等のモニタリング、自然環境の保全対策など、生活環境や自然環境と共生したまちを望んでいます。

このため、私たちには、水辺や緑の自然などの良好な環境を保全し、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動などを見直し、より良い環境づくりを進めていくことが求められています。

本計画は、総合計画で掲げるまちづくりを環境面から実現することを目指すものです。本市は、海、山、川といった自然が豊かな環境にあります。従って、環境基本条例第3条の基本理念にあるとおり、自然と調和のとれた豊かな環境を確保すると共に、将来にわたって継承していく必要があります。

しかしながら、本市においては、少子高齢化と人口流出が進行し、環境を保全する担い手の不足やこれまで培ってきた取り組み、新たな取り組みを行うための課題が山積しています。

持続可能な発展を将来にわたって継承していくために、望ましい環境像を目指すための基本目標として、

みんなが誇れる 環境と共生したまち 久慈

を掲げます。

この環境像は、みんな(市民・事業者・市)が誇れる環境と共生したまちとなるよう、一体となって進めていくことを表しています。

8 第2次環境基本計画の施策体系

望ましい環境像を達成するための5つの分野

本市が目指す望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。こうしたことから、環境の保全と創造の方向性を明確にするため、5つの分野（生活、生物、自然、資源・地球環境、参加・協働）別に基本方針、基本施策を設定することとします。

分野1. 生活 ～健康で安全かつ快適に暮らせるまち～

健康で安全かつ快適な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌など私たちを取り巻く環境汚染がないことが重要です。

環境負荷を低減させ、良好な環境を保全し、市民がより健康で安全かつ快適に生活できるように配慮したまちづくりを目指します。

分野2. 生物 ～生物と共存するまち～

生態系を維持・回復していくためには、地域に生き物の生息・生育環境となるさまざまな拠点が必要です。昆虫や小鳥は、緑地公園や屋敷林のように小規模な自然環境を必要とし、昆虫や小鳥を食料とするタカやワシなどは、森林などの広大な自然環境が必要です。

私たちは、健全な生態系を維持するため、生き物の生息・生育環境を保全し、生き物と共存するまちづくりを目指します。

分野3. 自然 ～自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまち～

これまで先人たちは、薪や炭を生産するために繰り返し利用されてきた山林と、それに隣接する里山を形成し、多様な自然環境の中に生活していました。しかし、近年の社会情勢などの変化に伴い、昔の農村や山林を維持することは難しくなり、田畑の減少や山林の荒廃がより進んできています。

私たちは自然からもたらされる恵みを認識し、自然とふれ合える場の保全や創出、自然環境の保全や生物の多様性の確保に努め、自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまちを目指します。

分野4. 資源・地球環境 ～循環型社会の形成と地球環境の保全に貢献するまち～

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の上に成り立ってきました。その結果、ごみの排出量、化石燃料を主としたエネルギー消費量は年々増加し、地球温暖化や酸性雨といった地球規模での環境問題へと拡大しています。

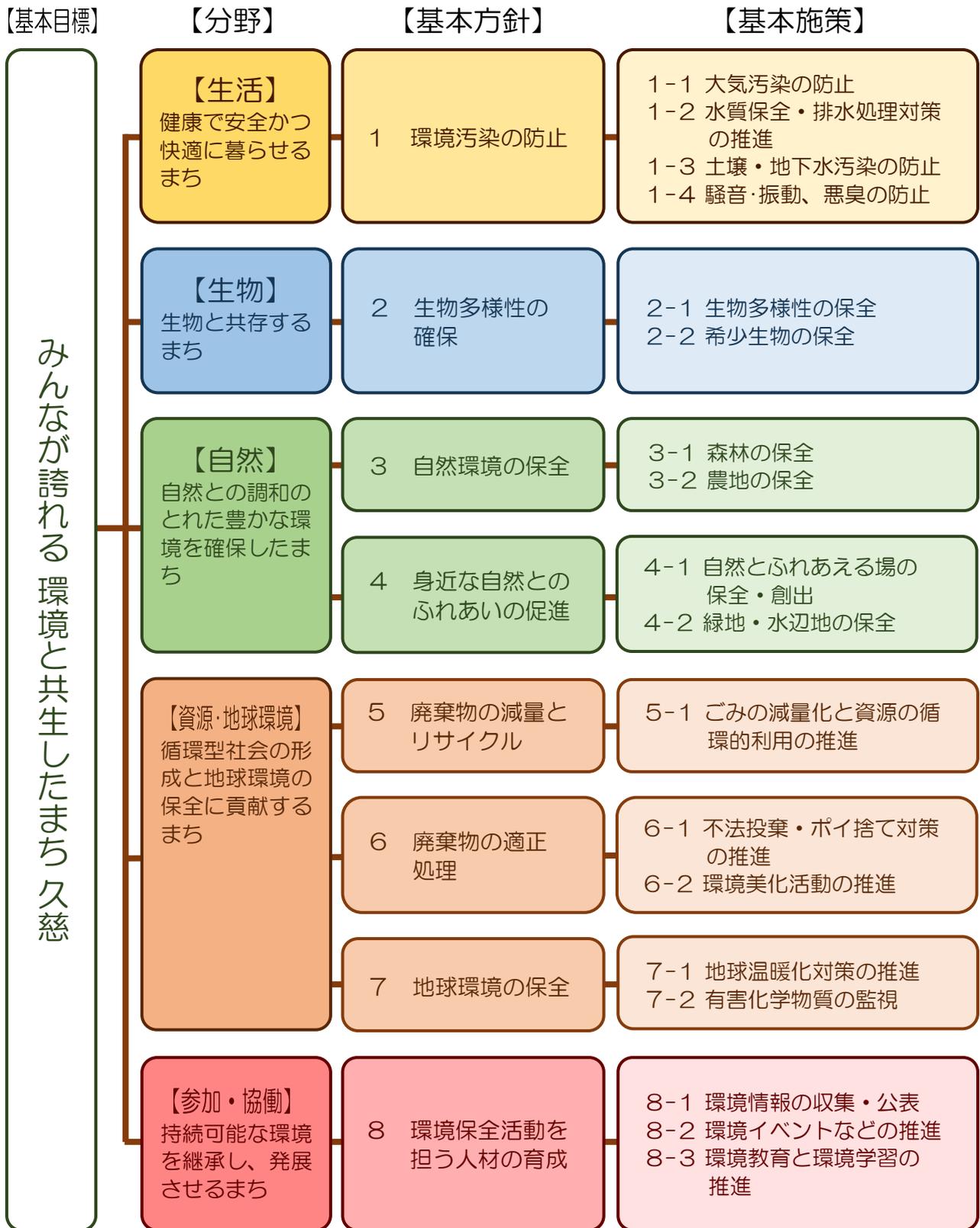
これらの問題の解決には、私たちの日常生活や事業活動における行動を持続可能なかたち（SDG's）に変えていく必要があります。私たちは、限りある資源を大切にしながら循環型の社会を形成し、地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

分野5. 参加・協働 ～持続可能な環境を継承し、発展させるまち～

環境の大切さを知るためには、自然にふれ、さまざまな環境情報に目を向け、知識を蓄積していくことが必要です。また、次世代を担う子どもたちに環境教育を通じて関心を高めることは、環境保全活動を担う人材の育成にもつながります。

充実した環境情報を提供し、市民の意識啓発を促すとともに、市民が参加しやすい自然体験活動や環境活動を創出し持続可能な環境を継承し、発展させるまちを目指します。

施策体系を下図のとおりとします。



第2章

環境の現状と課題

- 1 市の概要
- 2 環境の現状

1 市の概要

(1) 位置・地形

久慈市は岩手県東北部に位置しており、東側は太平洋岸に面して標高差100mを超える海岸段丘が形成され、西側は北上高地の北端部にあたり標高1,000mを超える山稜が連なります。市内のほぼ全域は、東流する久慈川及び長内川の流域となっており、両河川による開析により急峻な溪谷が形成されています。

東西約35.8km、南北約32.1kmで総面積は約623.5km²。豊かな自然環境を有し、海岸部が三陸復興国立公園に、久慈溪流及び平庭高原一帯が県立自然公園に指定されています。

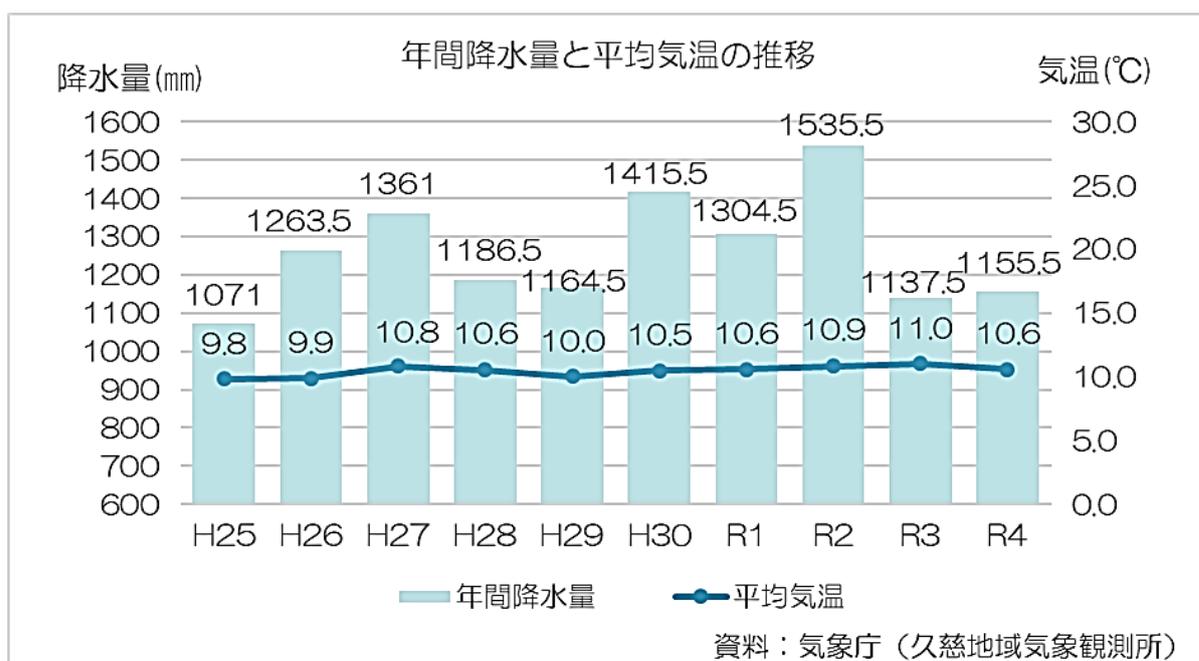
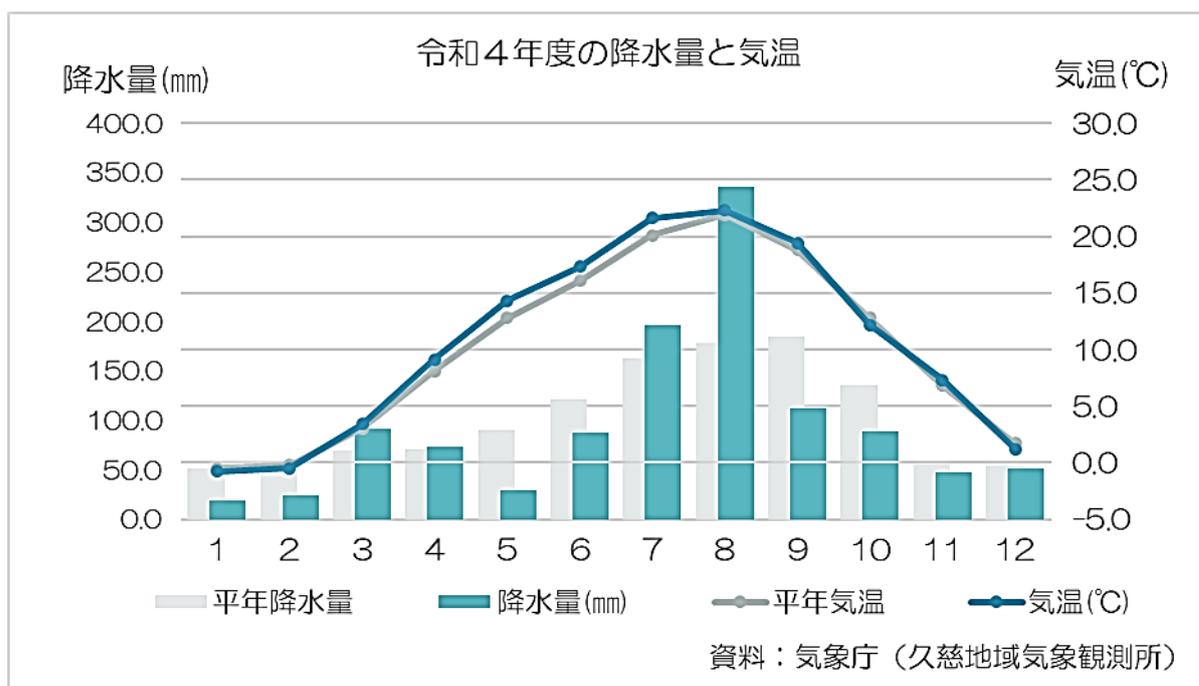


(2) 気象

気温と降水量

市の気温や降水量は小久慈町に所在する久慈地域気象観測所において観測しており、令和4年の年間平均気温は10.6℃（平年値10.1℃）で、平年に比べやや高めとなりました。

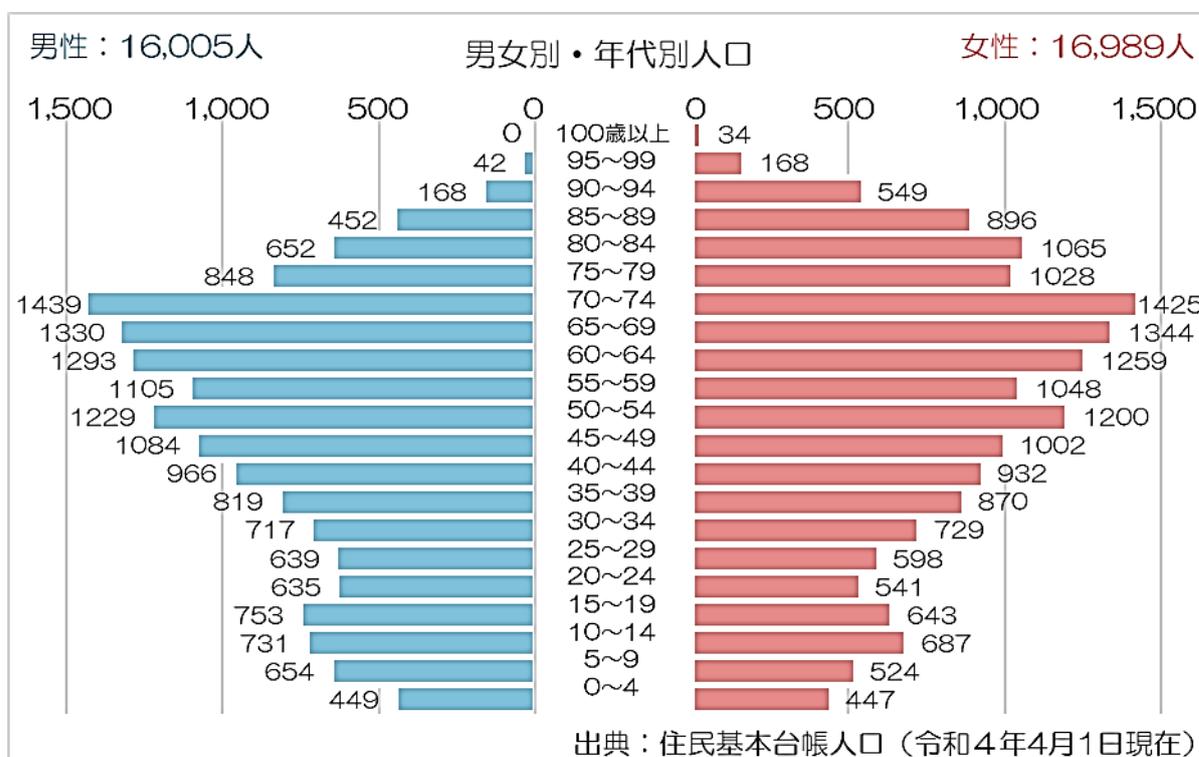
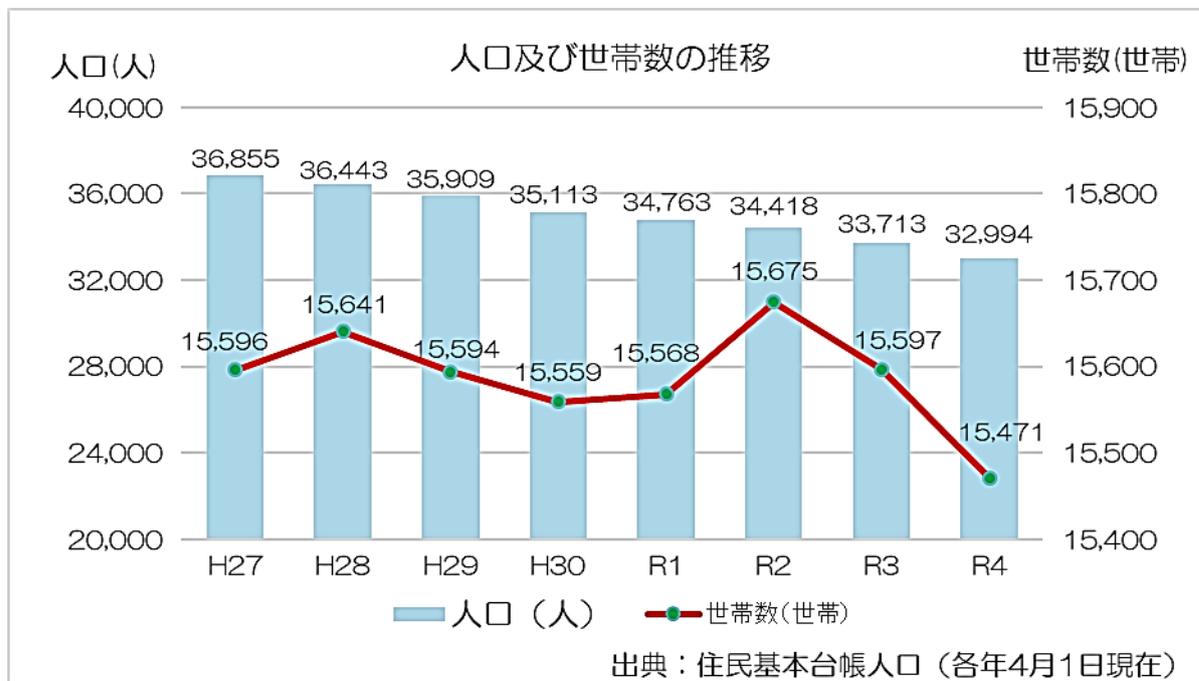
年間降水量は1,155.5mm（平年値1,207.9mm）とやや少なく、1月の降水量は19.5mmで年間を通じ、最も降水量が少ない月となっており、年間を通じた最大日降水量は145.5mm（8月3日）であり、最高気温は35.0℃（8月8日）、最低気温は-10.0℃（2月1日）となっています。



(3) 人口

人口・世帯数、年齢別人口

市の人口は前年より719人減少して32,994人、世帯数は126世帯減少して15,471世帯となりました。総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は約10.6%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は約54.7%、老年人口（65歳以上）は約34.7%となっています。

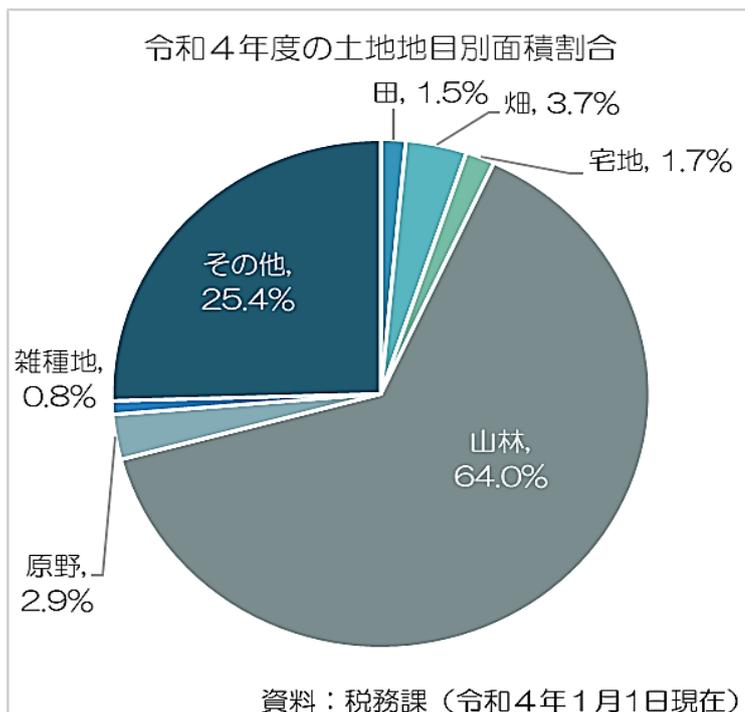


(4) 土地利用

地目別面積

直近10年間の地目別面積の増減率は、宅地が約7%、雑種地が約16%増加しています。一方で、田は約10%減、畑は約5%減と、農地が減少傾向となっています。

地目	面積(k㎡)	割合
田	9,247,629	1.5%
畑	22,850,963	3.7%
宅地	10,872,804	1.7%
山林	398,812,293	64.0%
原野	17,848,120	2.9%
雑種地	5,294,345	0.8%
その他	158,573,846	25.4%
合計	623,500,000	



用途地域指定状況

本市の都市計画区域は、隣接する野田村と一体となって指定されています。

また、用途地域は、久慈地区、長内地区を中心に約790haが指定されています。

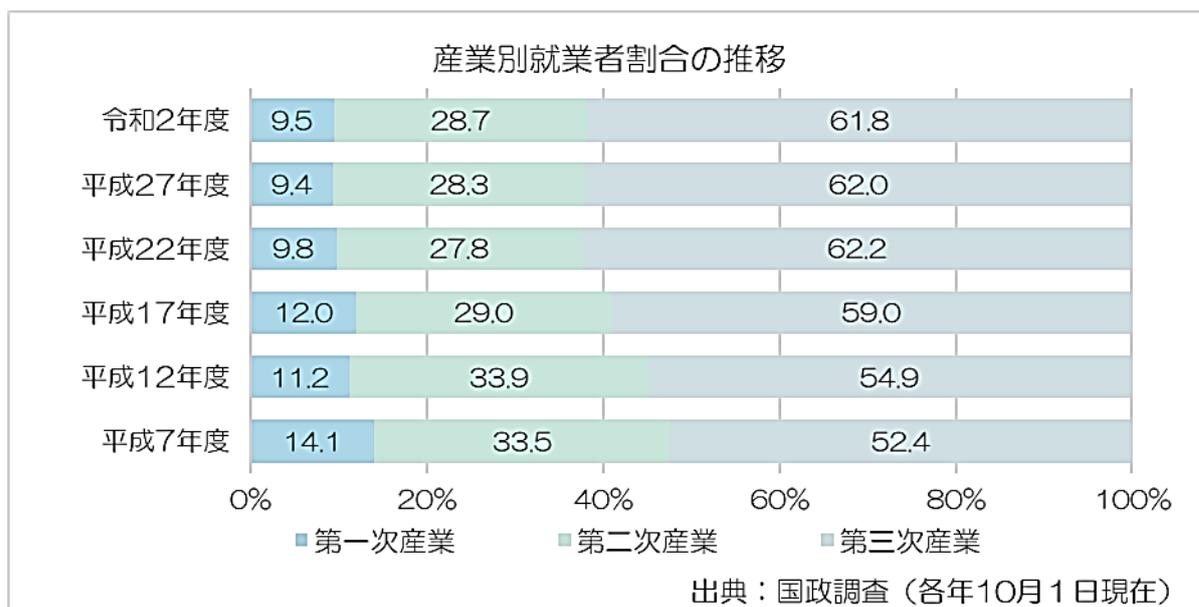
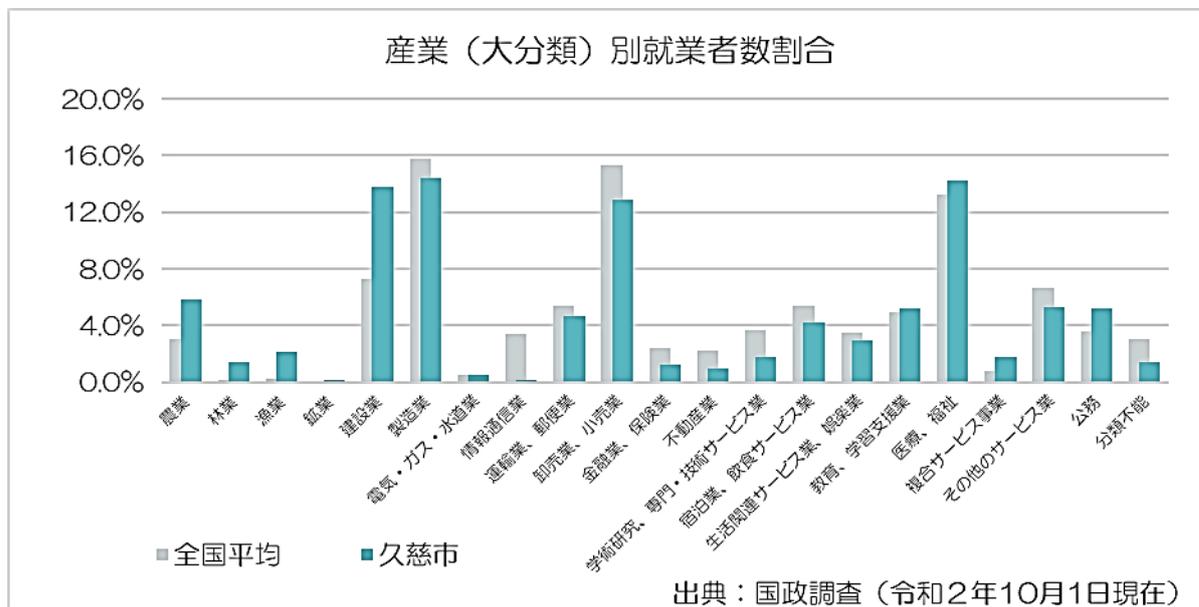
区 分	面 積 (ha)	
都市計画区域	約	4,584
用途区域	約	790
第1種低層住居専用地域	約	150
第1種中高層住居専用地域	約	70
第2種中高層住居専用地域	約	32
第1種住居地域	約	302
第2種住居地域	約	16
近隣商業地域	約	28
商業地域	約	49
準工業地域	約	33
工業地域	約	89
工業専用地域	約	23
その他の主な地域（地区街区含む）	約	197
準防火地域	約	80
臨港地区	約	117

資料：建設企画課

(5) 産業構造

産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、全国平均と比較して農業・林業・漁業などの第一次産業に加え、建設業の割合が高くなっています。

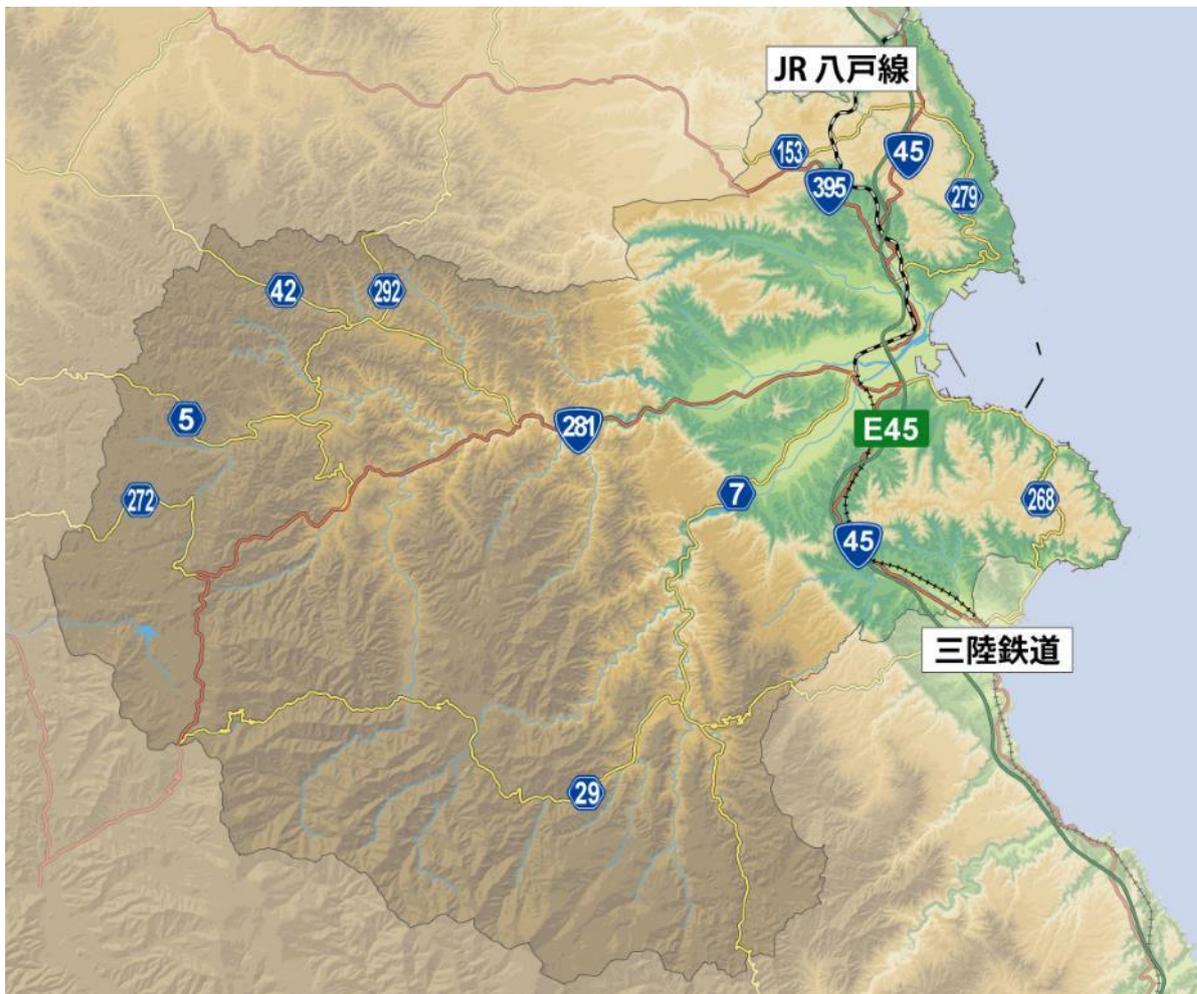


(6) 交通

道路、公共交通

本市の主要な幹線道路は、三陸沿岸道路（八戸・久慈自動車道、三陸北縦貫道路）、一般国道45号、281号、395号があります。

本市の公共交通は、鉄道が JR 八戸線（八戸駅-久慈駅間）と三陸鉄道リアス線（盛駅-久慈駅間）の2路線、路線バスが3路線、市民バスが9路線（デマンドタクシー含む）、高速バス2路線となっており、市民の通勤・通学等に利用されています。

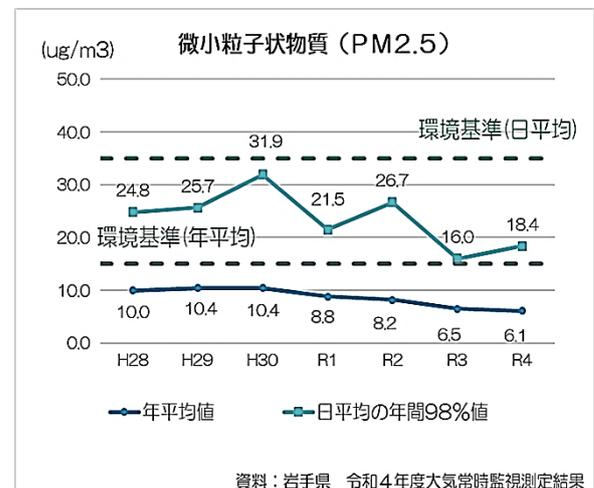
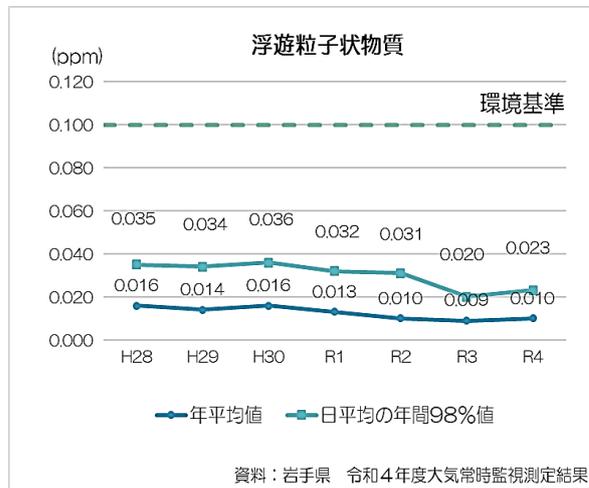
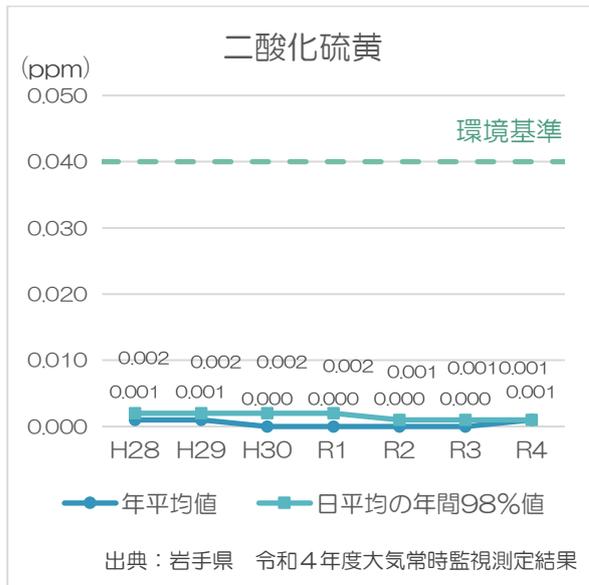


2 環境の現状

(1) 大気環境

大気常時監視の結果

市内八日町に一般環境大気測定局が置かれ、岩手県が常時監視を行っています。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の全測定項目で環境基準を満たしています。



酸性雨の状況

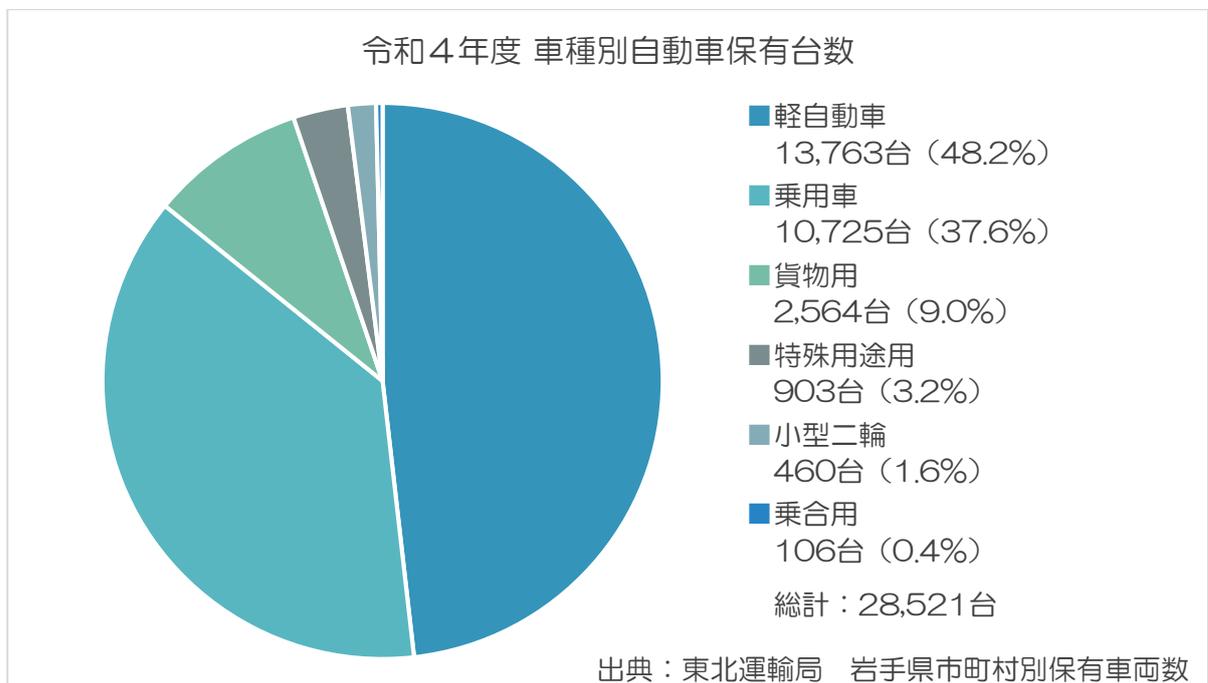
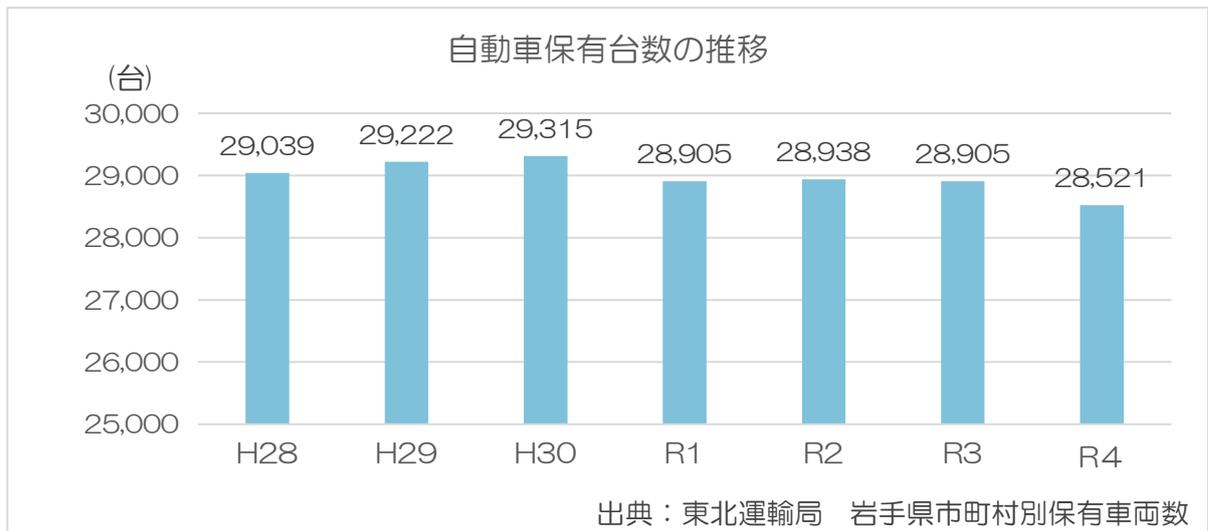
酸性雨（pH5.6以下の雨等降下物）の状況を市役所庁舎屋上で定期的に観測しています。令和4年度の結果はpH6.3でした。

大気環境への負荷要因

【自動車】

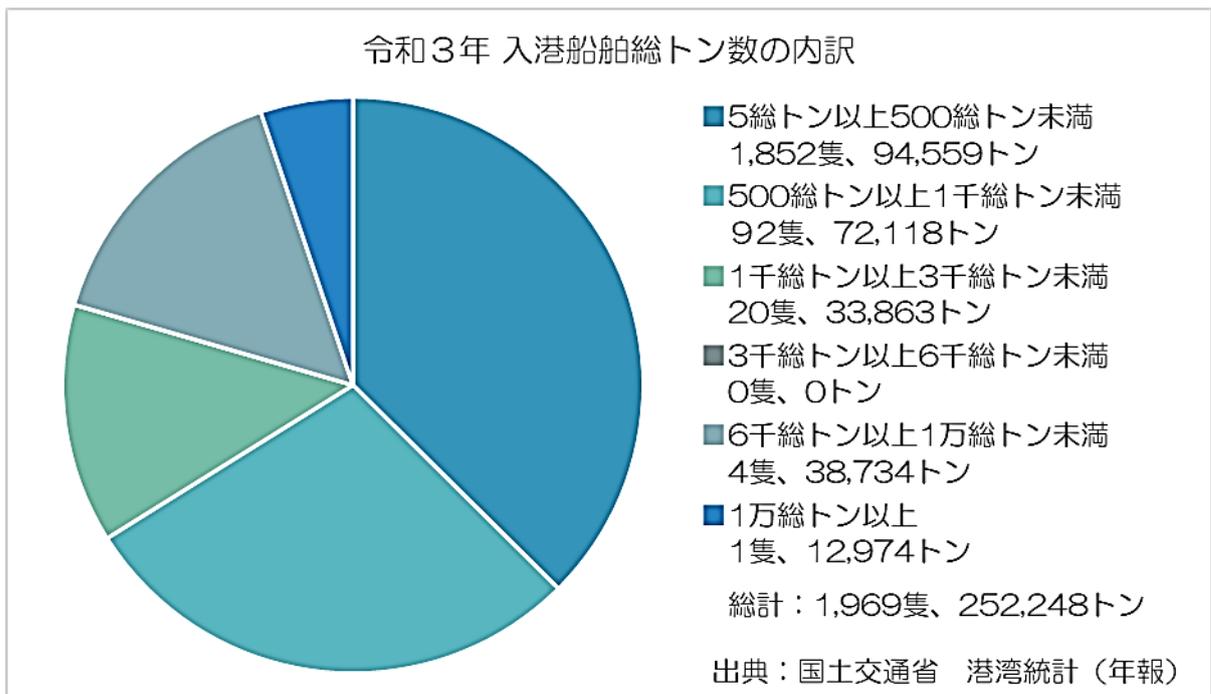
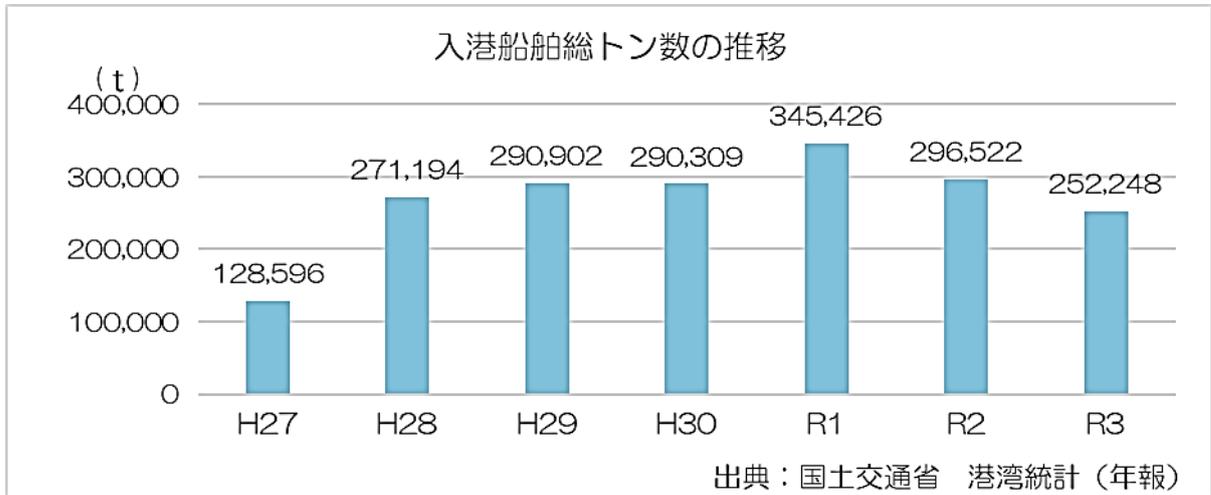
令和4年度の市内の自動車の保有台数は28,521台で、前年度から384台の減少となりました。車種別の割合は、軽自動車が48.2%、乗用車が37.6%となっています。

自動車は走行中だけでなく、渋滞や信号待ち、駐停車中等のアイドリングによっても、大気汚染物質を発生させる原因となります。アイドリングストップの取り組みに加え、低公害車・電気自動車等の普及が望まれます。



【船舶】

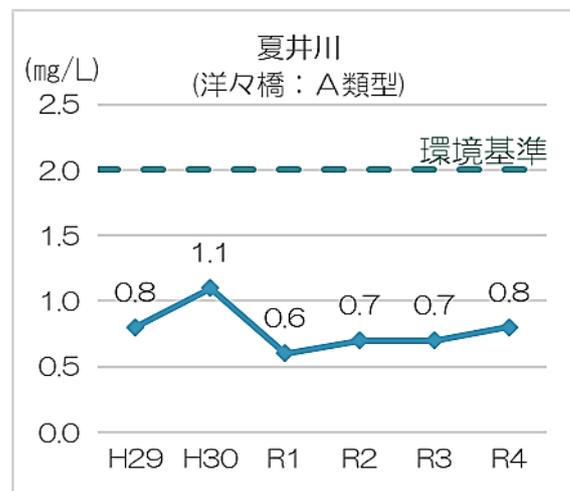
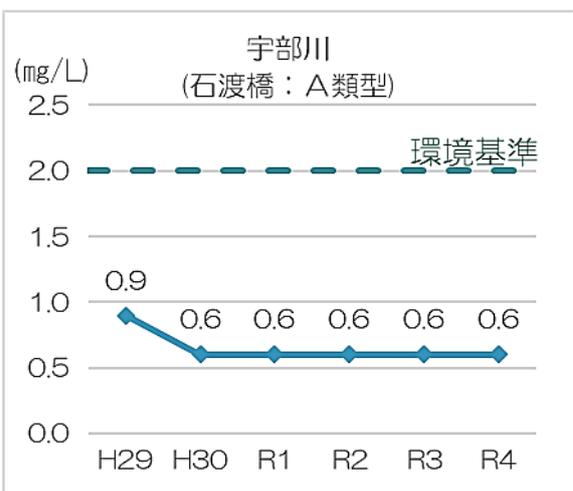
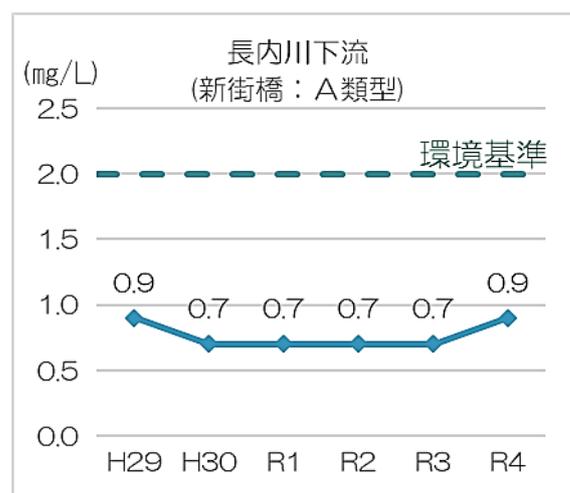
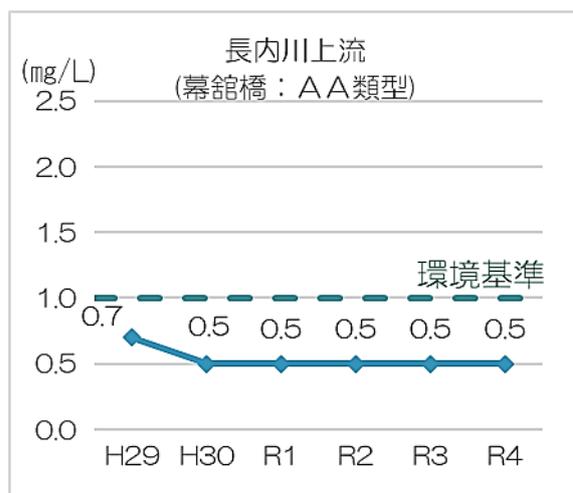
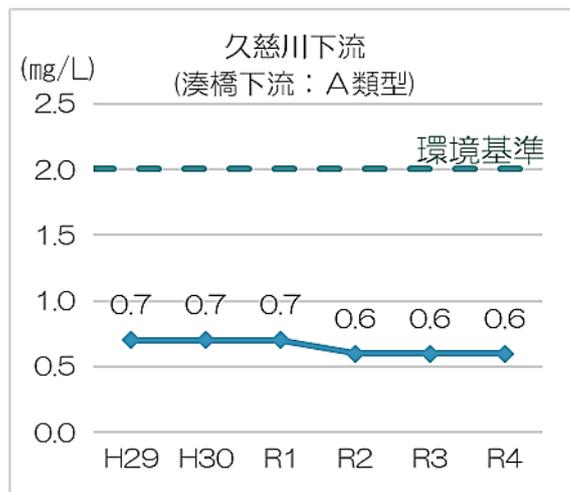
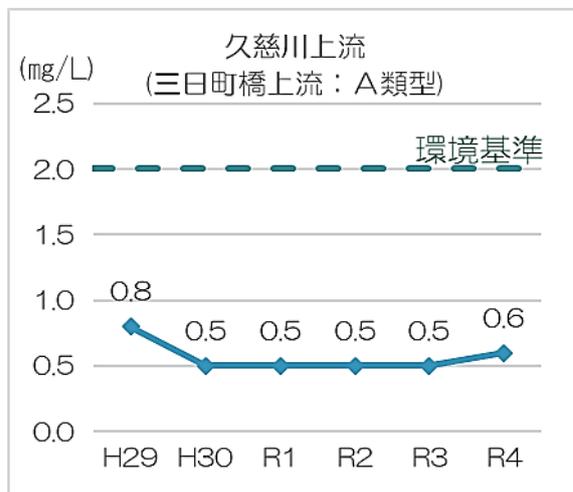
令和3年の久慈港の入港船舶総トン数は252,248トンで、前年と比較し約15%の減となっています。入港船舶の総数は1,969隻で、5総トン以上500総トン未満の船舶が約94.1%（前年94.9%）を占めています。



(2) 水環境

河川の水質（生物化学的酸素要求量）

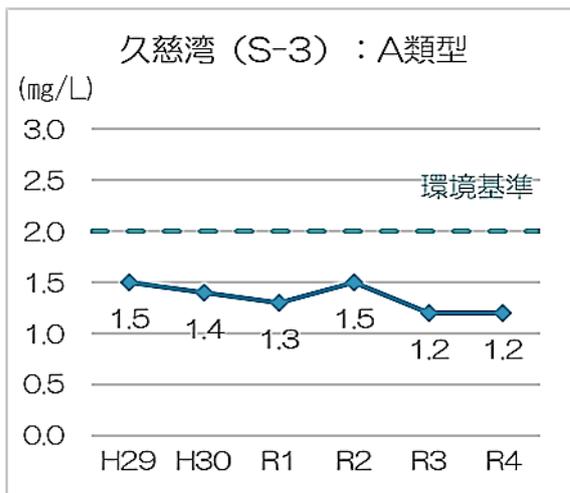
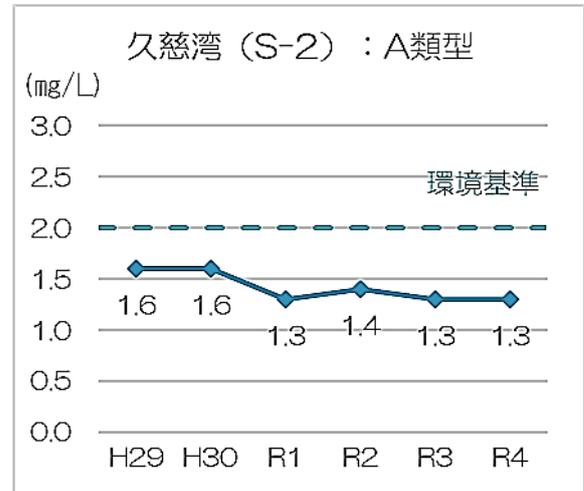
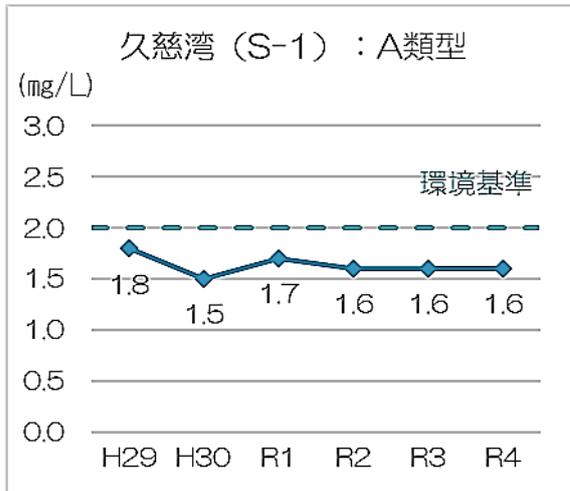
市内の公共用水域等において定期的に水質測定を実施しており、令和4年度は4回の測定を実施しました。水質汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の値は、河川の全測定地点で環境基準を達成しています。



海域の水質（科学的酸素要求量）

海域の水質については、岩手県が化学的酸素要求量（COD）の測定を実施しており、全測定地点で環境基準を達成しています。

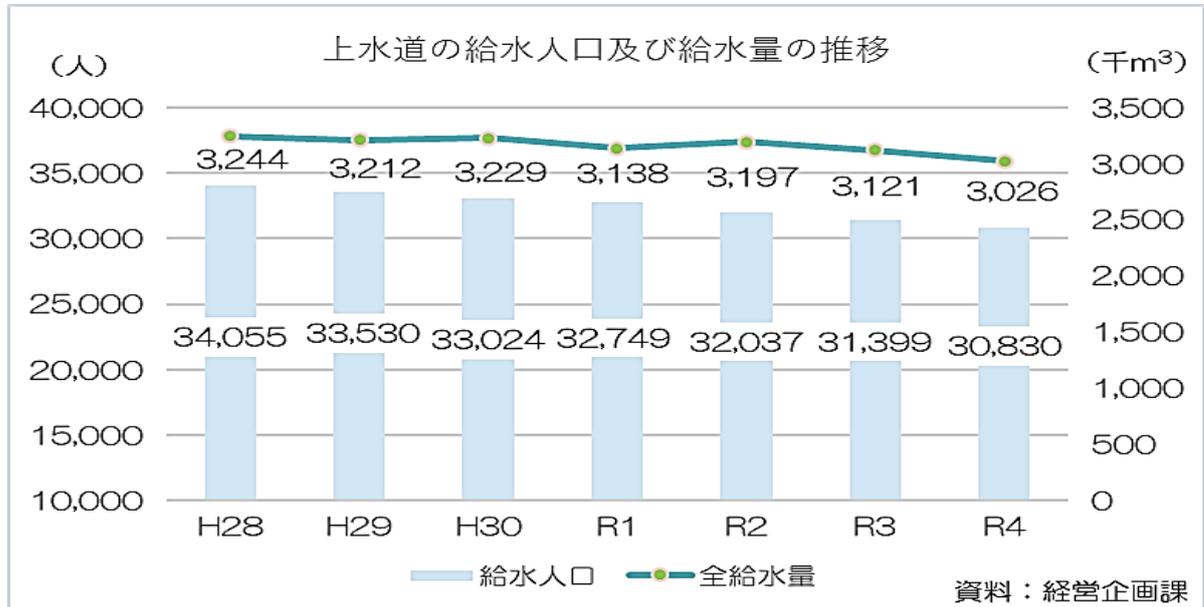
また、海水浴場の水質調査の結果、舟渡海水浴場は「水質AA」となり、病原性大腸菌O-157についても不検出となっています。



上下水道の普及状況

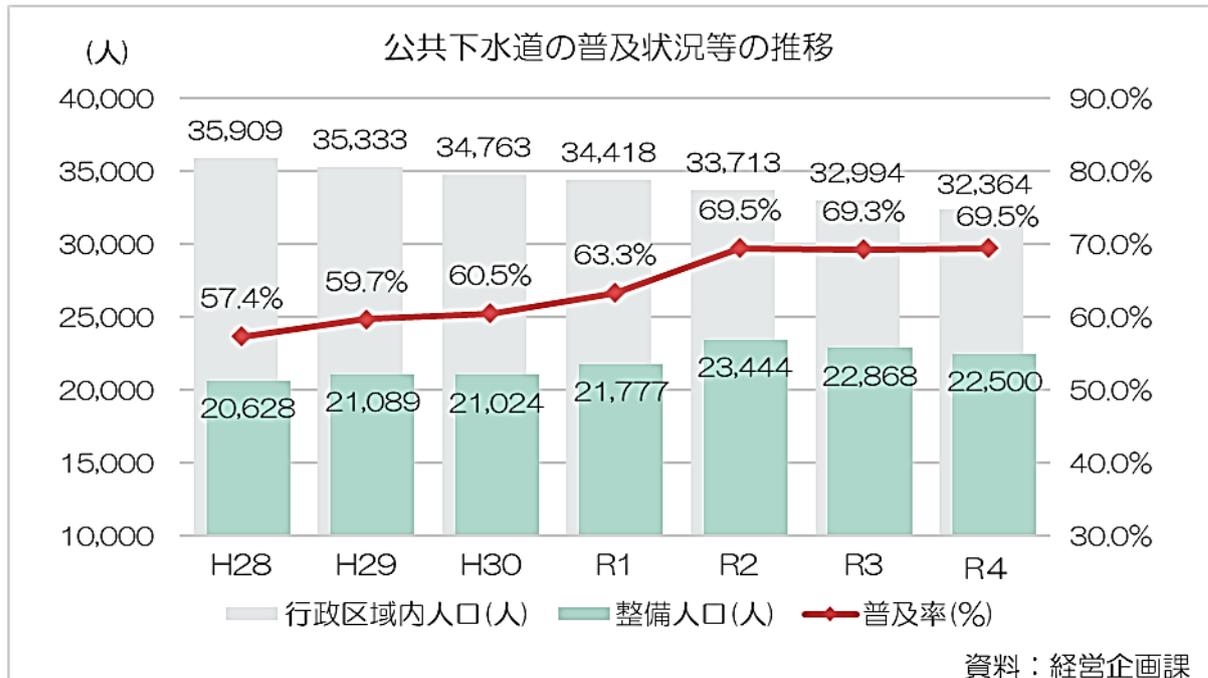
【上水道】

上水道の普及状況は、令和4年度末時点で給水人口30,830人となっており、人口に対する普及率は95.26%になっています。



【下水道】

市では、水質悪化の原因となる汚濁負荷量を低減するため、公共下水道や浄化槽等の污水処理施設の整備を進めていますが、令和4年度末時点の普及率は69.5%となっております。



(3) 土壌・地下水

地下水測定の結果

土壌及び地下水質の測定は岩手県が実施していますが、地下水質の定期モニタリング調査の結果、1地点で環境基準を達成しました。

また、例年であれば環境基準又は指針値を超過した地点については、久慈保健所が継続監視並びに必要な応じて指導等を実施していますが、令和4年度はコロナ感染症対応に係る業務継続計画(BCP)により、継続監視調査の実施を見送っています。

令和4年度 地下水測定結果

調査地点		調査日	調査結果
概況調査	山形町霜畑	6月20日	環境基準を達成
継続調査	長内町		継続監視調査の実施を見送り
	寺里		継続監視調査の実施を見送り
	中央		継続監視調査の実施を見送り

出典：岩手県 地下水室測定結果

(4) 騒音・振動・臭気

自動車騒音常時監視の結果

自動車騒音の常時監視や一般騒音の測定を実施しております。

実施年度	路線名	評価区間 番号	始点	終点	車線数	評価区 間延 長	対 象 戸 数	昼 夜 と も 基 準 値 以 下	昼 の み 基 準 値 以 下	夜 の み 基 準 値 以 下	昼 夜 と も 基 準 値 以 下
								(km)	(戸)	(戸)	(戸)
平成30年度	一般国道45号	11030-1	長内町	長内町	2	0.1	3	3	0	0	0
		11040-1	長内町	長内町	2	0.8	2	2	0	0	0
		11040-2	新井田	新井田	2	0.3	41	41	0	0	0
		11050-1	新井田	旭町	2	0.5	50	50	0	0	0
令和元年度	一般国道395号	21120-1	新井田	夏井町	2	2.4	324	324	0	0	0
	一般県道陸中夏井停車場線	60310-1	夏井町	夏井町	2	0.1	14	14	0	0	0
令和2年度	主要地方道久慈岩泉線	40170-1	中央	田高	2	0.8	125	125	0	0	0
		40170-2	田高	小久慈町	2	1.8	228	226	0	2	0
令和3年度	一般国道281号	20360-1	八日町	二十八日町	2	0.6	132	132	0	0	0
		20360-2	大沢	八日町	2	1.3	202	202	0	0	0
		20370-1	二十八日町	長内町	2	0.4	118	118	0	0	0
	一般県道久慈停車場線	60300-1	中央	中央	2	0.4	4	4	0	0	0
令和4年度	一般国道281号	28380-1	長内町	長内町	2	1.2	186	186	0	0	0
		28380-2	長内町	長内町	2	0.2	6	6	0	2	0

資料：生活環境課

公害苦情の状況

令和4年度の公害苦情は3件で、前年度より4件の減少となりました。

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
平成30年度	3(3)	-	1(1)	-	-	1(1)	1(1)
令和元年度	7(7)	-	1(1)	2(2)	1(1)	2(2)	1(1)
令和2年度	6(6)	-	1(1)	-	-	5(5)	-
令和3年度	7(7)	1(1)	-	3(3)	-	3(3)	-
令和4年度	3(3)	1(1)	-	1(1)	-	1(1)	-

※（）内は処理件数。処理件数は前年度からの繰越を含む。

資料：生活環境課

環境保全協定の締結状況

令和4年度は新たに環境保全協定を締結した事案はなく、年度末時点での協定の締結総件数は前年度末同様65件でした。

(5) 有害化学物質（ダイオキシン類）

ダイオキシン類測定の結果

ダイオキシン類については、岩手県が大気、公共用水域（河川、海域）、地下水及び土壌の汚染状況調査を実施しています。

また、令和4年度は久慈川等で測定を実施し、結果は全て環境基準を下回りました。

ダイオキシン類測定結果（大気） ※令和4年度の市内調査地点なし

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
夏井町地内	令和2年度	0.0051	0.6 以下

ダイオキシン類測定結果（公共用水域） ※令和4年度の海域調査地点なし

調査地点			調査年度	調査結果 水質(pg-TEQ/L) 底質(pg-TEQ/g)	査結果 水質(pg-TEQ/L) 底質(pg-TEQ/g)
河川	久慈川	湊橋付近（水質）	令和4年度	0.036	1 以下
		湊橋付近（底質）		0.16	150 以下
	遠別川	向渡橋付近（水質）	令和4年度	0.066	1 以下
		向渡橋付近（底質）		0.27	150 以下
	夏井川	旧夏井橋付近（水質）	令和4年度	0.034	1 以下
		旧夏井橋付近（底質）		0.17	150 以下
海域	久慈湾	S-1（水質）	令和3年度	0.048	1 以下
		S-1（底質）		0.14	150 以下

ダイオキシン類測定結果（地下水） ※令和4年度の市内調査地点なし

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
小久慈町地内	平成24年度	0.034	1 以下
山形町地内	平成30年度	0.033	1 以下

ダイオキシン類測定結果（土壌） ※令和4年度の市内調査地点なし

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
中町地内	平成29年度	5.0	1,000 以下
長内町地内	平成29年度	0.021~2.1	1,000 以下

出典：岩手県 ダイオキシン類環境モニタリング調査結果,

2,4,5-T系除草剤埋設地の定期点検結果

市内の2,4,5-T系除草剤埋設地において、市、東北森林管理局及び県北広域振興局で定期点検を実施しています。令和4年度は5月と10月に点検を実施し、異常は認められませんでした。

(6) 動物

【哺乳類】

人里の近くではカモシカ、ノウサギ、キツネ、タヌキ等、遠島山や和佐羅比山ではツキノワグマなどの哺乳類の生息が確認されています。

ツキノワグマなど野生動物による農業被害が確認されているほか、近年はニホンジカやイノシシの生息が確認されており、今後の農林業被害が懸念されています。

【鳥類】

久慈川や長内川では、オオハクチョウ、マガモ、カルガモ、コガモ等の20種類近くのガンカモ類が確認されています。山野では、ウグイス、キジ、アカゲラやカッコウ等がみられます。また、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されています。

【両生類・は虫類】

市内山形町ではモリアオガエル、宇部川支流（野田村）ではトウホクサンショウウオ、安家川や小本川の上流（岩泉町）ではハコネサンショウウオが確認されています。

【昆虫類】

日本には10万種以上が生息するといわれています。このうち、チョウセンアカシジミ（蝶類）は、久慈市の天然記念物に指定されていますが、その生息数は激減しています。なお、市内に生息する蝶類は、オオムラサキやヒメギフチョウ、ゴマシジミなど100種以上が確認されています。

【魚類】

サケ、サクラマス（ヤマメ）、アユ、ウグイ等の生息が確認されています。また、絶滅が危惧されている種では、イトヨやスナヤツメ、エゾウグイの生息が確認されています。

(7) 植物

環境省が選定する特定植物群落について、市内では7件が指定されています。また、絶滅の危機に瀕している種や絶滅の危機が増大している種に該当する貴重な植物20種が生育していると言われていますが、データに乏しい部分があります。

国の天然記念物に指定されている長泉寺の大イチョウをはじめ、市内の13本の巨樹・巨木を市の天然記念物に指定し、保全に努めています。

市内の特定植物群落

件名	相観区分	面積 (ha)
侍浜のアカマツ林	常緑針葉高木植林	7.21
久慈溪流の石灰岩植物	岩上、多礫地草本植生	50.00
安家石灰岩地帯の植物 (安家)	岩上、多礫地草本植生	100.00
侍浜のハマハイビャクシン群落	冷温帯常緑針葉低木林	15.00
内間木のコナラーミズナラ林	冷温帯夏緑広葉高木林	10.00
平庭高原のシラカンバ林	冷温帯夏緑広葉高木林	40.00
平庭のシバ草原	冷温帯単子葉草本草原	不明

出典：環境省生物多様性センター 特定植物群落調査報告書 (平成12年)

市内の貴重な個体植物

科	種名	科	種名
オシダ科	イワカゲワラビ	ユキノシタ科	ヤブサンザシ
	イワウサギシダ	マメ科	タイツリオウギ
チャセンシダ科	イチョウシダ		ヒロハクサフジ
シノブ科	シノブ	スミレ科	ゲンジスミレ
カバノキ科	チチブミネバリ	アカネ科	オオキヌタソウ
アカザ科	イワアカザ	キキョウ科	ミョウギシャジン
キンポウゲ科	ニオイカラマツ	キク科	キタノコギリソウ
	チャボカラマツ		イワギク
	マンセンカラマツ		ミチノクヤマタバコ
メギ科	ナンブソウ		ホソバエゾノコギリソウ
ケシ科	ツルケマン	カヤツリグサ科	リュウノウギク
	ヤマキケマン		ウスイロスゲ
カエデ科	クロビイタヤ	ヤドリギ科	ホザキヤドリギ
シソ科	ムシャリンドウ	ナデシコ科	カワラナデシコ
	テイネニガクサ	セリ科	ハナビセリ
ラン科	ヒロハトンボソウ		エゾノシシウド
オトギリソウ科	エゾオトギリ	ヒノキ科	イブキ
アブラナ科	キバナハタザオ		

出典：環境省生物多様性センター 第7回自然環境保全調査報告書
岩手県 いわてレッドデータブック (2014年度版)

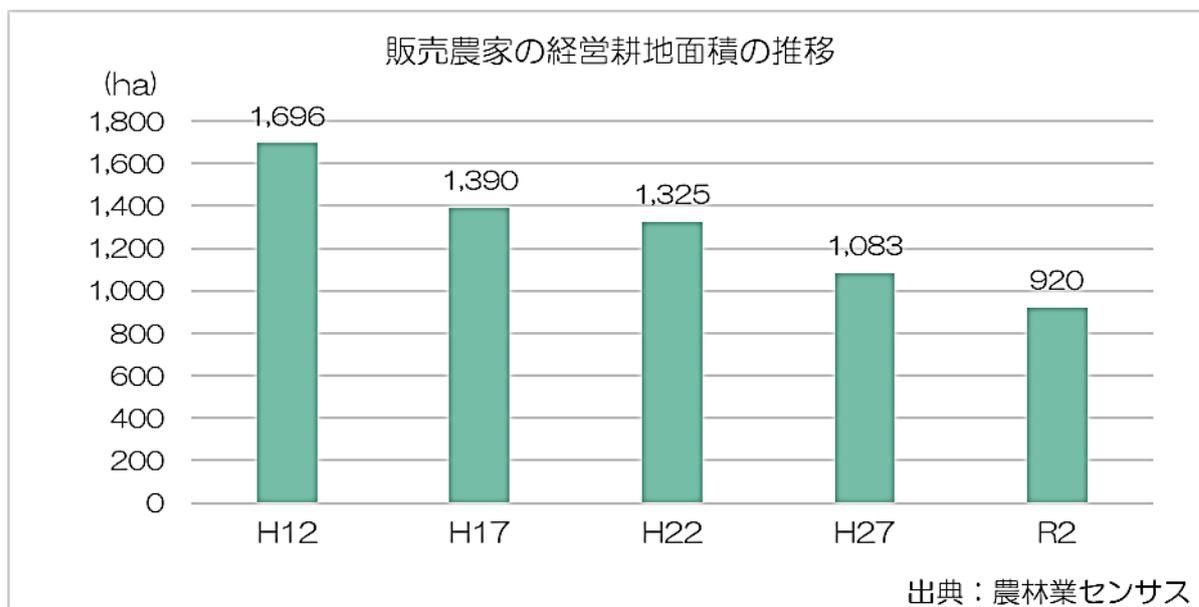
(8) 自然環境

森林

森林面積は市の総面積の約7割を占め、民有林はその7割以上を占めています。令和4年度末現在の民有林面積は38,731haで、うち25,012haが天然林です。

農地

経営耕地面積は、農家の減少と比例して減少しています。



水辺地

久慈川や長内川には、ヤマメやアユを釣るため多くの釣り人が訪れます。

また、冬季には多くのオオハクチョウが飛来し、越冬地としての重要な拠点となっていることから、それぞれの河川敷では、気軽に自然とふれあうことのできる環境づくりが進められています。

公園・緑地

本市には、三陸復興国立公園、久慈平庭県立自然公園のほか、都市公園が街区公園8箇所、近隣公園2箇所、都市緑地1箇所、総合公園1箇所の計12箇所、36.69haあります。

また、都市公園以外にも港湾緑地4.97ha（令和4年1月1日現在）が整備されています。

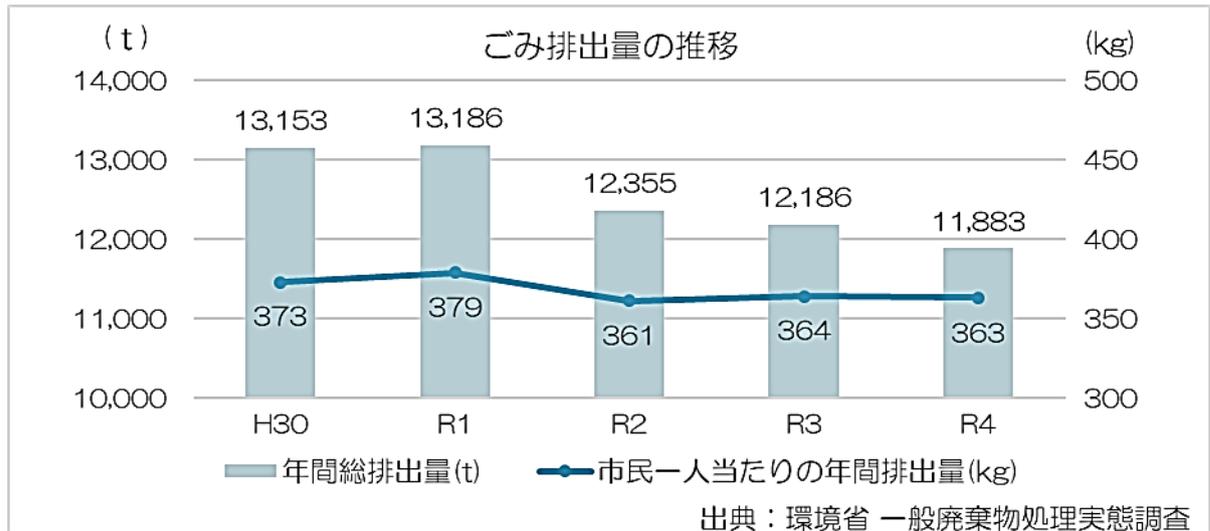
令和4年度末時点の1人あたりの都市公園等整備面積は11.3m²/人となっており、岩手県内15.7m²/人を下回っています。

(9) 廃棄物

プラスチック製容器包装・雑がみの分別収集や古着回収事業に加え、令和2年1月からは指定ごみ袋制度を開始し、令和5年3月には「久慈市ごみの分け方・出し方ガイドブック」の内容を更新して全戸に配布しました。今後もごみの減量化とリサイクルの推進に努めていきます。

ごみ処理状況

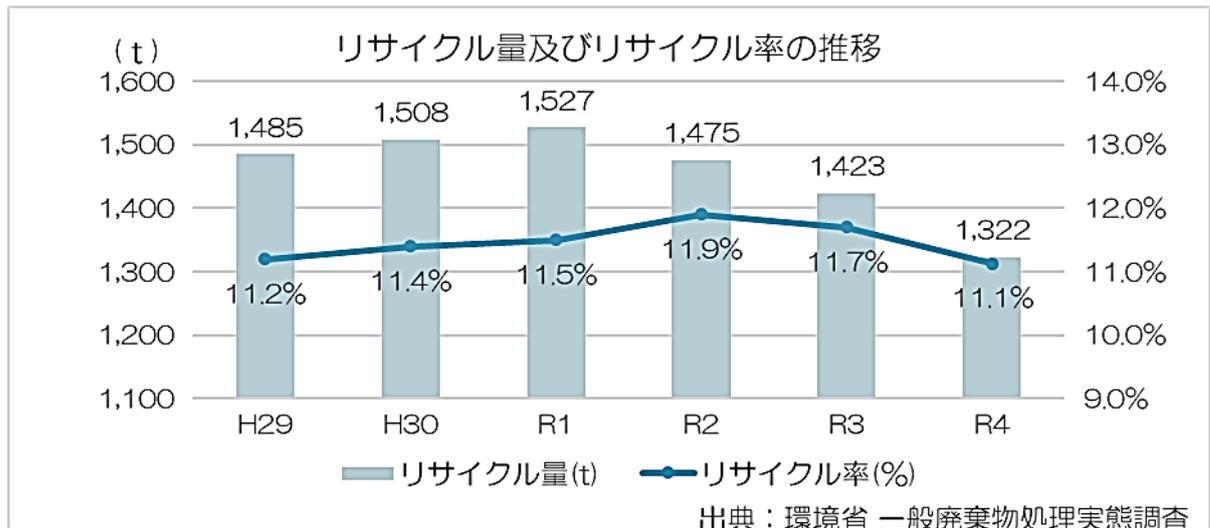
令和4年度のごみの年間総排出量は11,883 t、市民一人当たりの年間排出量は363kgとなり、総排出量は前年度から減少し、一人当たりの年間排出量は前年度から微減しました。



ごみの資源化

令和4年度のごみのリサイクル量は1,322 tで前年度を下回りました。

また、リサイクル率はごみの総排出量が減少したものの11.1%と後退しています。



不法投棄・不適正処理の現状

令和4年度の家ごみ、家電4品目などの不法投棄や廃棄物の放置が確認された件数は、40件（前年度比4件減）でした。環境パトロール員等による監視に加え、市民の皆さんからの情報収集に努め、不法投棄の未然防止と早期発見に引き続き努めていきます。

(10) 参画・協働

環境情報

市では毎年度、「久慈市の環境」により大気汚染や水質汚濁等の状況について公表しています。また、広報くじや市ホームページにより市民への環境情報の提供を行っているほか、出前講座などの勉強会の開催により環境に関する理解の醸成を図っています。

環境教育・環境学習

市教育委員会では、市民の生涯学習を推進するため、「琥珀のまち生涯学習推進事業」を展開しており、市職員を講師とした出前講座を開催する「まちづくり直送便」や、ボランティアの市民を講師・指導者とした地域・団体活動の支援を行う「琥珀のまち生涯学習ボランティアバンク」を実施しています。

また、小・中学校では「総合的な学習の時間」に、環境保全や自然とのふれあいをテーマにした特色ある環境学習が行われています。

自然体験活動・環境活動

市民団体等が行っている環境活動に対する助言・指導、事業活動費の補助による支援を実施しているほか、自然環境観察会や環境講座等を開催し市民参加型の幅広い環境活動の機会作りに取り組んでいます。

また、市民団体や学校教育、社会教育活動の一環として、自然体験活動がプログラムに取り入れられ、積極的に推進されています。「早朝 1 時間清掃」や、小・中学生を中心とした「530（ごみゼロ）運動」においては、多数の市民の皆さんから参画をいただいています。

岩手県が昭和59年度から参加を呼びかけている水生生物調査において、令和4年度は5団体163人が参加しました。

第3章

環境施策の実施状況

- 1 環境汚染の防止
- 2 生物多様性の確保
- 3 自然環境の保全
- 4 身近な自然とのふれあいの促進
- 5 廃棄物の減量とリサイクル
- 6 廃棄物の適正処理
- 7 地球環境の保全
- 8 環境保全活動を担う人材の育成

1 環境汚染の防止

大気汚染の防止

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項目	目標	現状
一般環境大気中の二酸化硫黄*(SO ₂)濃度	環境基準以下に維持 (2%除外値 0.04ppm 以下)	令和4年度測定結果 2%除外値 0.001ppm
一般環境大気中の二酸化窒素*(NO ₂)濃度	環境基準以下に維持 (98%値 0.04ppm 以下)	令和4年度測定結果 98%値 0.010ppm
一般環境大気中の浮遊粒子状物質(SPM)濃度	環境基準以下に維持 (2%除外値 0.1mg/m ³ 以下)	令和4年度測定結果 2%除外値 0.023mg/m ³
一般環境大気中の微小粒子状物質(PM2.5)濃度	環境基準以下に維持 (98%値 35 μg/m ³ 以下)	令和4年度測定結果 98%値 18.4 μg/m ³
一般環境大気中のダイオキシン類の濃度	環境基準以下に維持 (年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下)	令和2年度測定結果 0.0051 pg-TEQ/m ³

自動車排出ガスを抑制するため、バスや鉄道などの公共交通機関の利用を促進します。

- 市民バス（9路線 ※デマンドタクシーを含む）を運行しました。【地域づくり振興課】
（輸送人員：46,235人）
- 路線バス、三陸鉄道、JR八戸線の利用促進事業を実施しました。【地域づくり振興課】
（参加者数：494人）

大気汚染のモニタリングや環境パトロールを行います。

- 県が市内八日町で行っている大気汚染常時監視（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント PM2.5）結果の情報収集に努めました。【生活環境課】

水質保全・排水処理対策の推進

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項 目	目 標	現 状
河川・海域のダイオキシン類濃度	環境基準以下を維持	令和4年度測定結果 基準超過なし(海域は測定なし)
久慈川、長内川、夏井川、宇部川の生物化学的酸素要求量 (BOD)	環境基準以下を維持	令和4年度測定結果 基準超過なし
久慈湾の化学的酸素要求量 (COD)	環境基準以下を維持	令和4年度測定結果 基準超過なし
公共下水道の普及率	40.9%以上	44.5%
浄化槽の普及率	15.6%以上	15.5%
漁業集落排水の普及率	11.1%以上	9.3%

河川・海などの水質のモニタリングや環境パトロールを行います。

- 公共用水域の水質測定を4回（6、8、11、2月）実施しました。【生活環境課】
（測定箇所：公共用水域（7箇所）、都市排水路（5箇所）、小河川等（10箇所））

公共下水道など整備を推進し、河川の水質保全を行います。

- 公共下水道の整備、合併浄化槽の普及促進のため設置補助金を実施しました。【上下水道整備課】

土壌・地下水汚染の防止

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項 目	目 標	現 状
土壌中のダイオキシン類濃度	環境基準以下に維持	平成29年度測定結果 環境基準以下
地下水中のダイオキシン類濃度	環境基準以下に維持	平成30年度測定結果 環境基準以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	環境基準の達成	令和4年度測定結果 1地点で環境基準以下 継続調査の井戸は調査を 実施せず

土壌や地下水の中の有害化学物質について、モニタリングを実施します。

- 県が実施している地下水質調査の結果の把握に努めました。【生活環境課】
- 県が実施しているダイオキシン類モニタリング（河川、海域、地下水及び土壌）の情報収集に努めました。【生活環境課】
- 市内の2,4,5-T系除草剤埋設地の定期点検（年2回）や東北森林管理局への恒久対策の要望活動に協力しました。【生活環境課】

水源涵養機能を持たせた水土保持林の維持・管理を推進し、水道水源の確保に努めます。

- 市内山根町小田瀬水源付近の清掃活動を実施しました。【上下水道整備課】
（主催：上下水道工事協同組合、実施日：10月26日、参加者：37名）

騒音・振動、悪臭の防止

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項 目	目 標	現 状
自動車騒音常時監視における達成率	100%	100%
公害苦情の総受付件数	年間10件未満	3件

騒音、振動、悪臭のモニタリングを実施します。

- 悪臭の発生状況を把握するため、におい・かおりモニターによる調査を実施しました。【生活環境課】
- 自動車騒音常時監視調査を実施しました。【生活環境課】

2 生物多様性の確保

生物多様性の保全、希少生物の保全

〔環境指標〕

項 目	目 標	現 状
植林活動の実施や支援	実施	令和4年度 実施
自然公園等における環境整備活動の実施	実施	令和4年度 実施
自然観察会や保護活動の実施	実施	令和4年度 実施

淡水魚(アユ、ヤマメ、イワナなど)の稚魚の放流の支援に努めます。

- 久慈川漁業協同組合の淡水魚放流事業に対し、補助金の交付を行いました。【林業水産課】
(交付額：669,600円)

自然観察会を実施し、生物多様性や生息環境の保全意識を高めます。

- 水生生物調査を実施しました。(活動団体：小久慈地区環境資源保全推進協議会・小久慈学童さくらクラブ、場所：長内川)

チョウセンアカシジミ、ゴマシジミなどの希少生物を保護し、その活動の支援に努めます。

- ゴマシジミ生息地草刈(活動団体：宇部町長路環境保全推進協議会、実施日：令和4年5月・6月・7月・10月・11月)
- ゴマシジミ観察会(活動団体：宇部町長路環境保全推進協議会、実施日：令和4年9月)

希少生物の自然観察会を実施し、生物多様性や生息環境の保全意識を高めます。

- ゴマシジミの生態について学習するとともに、保護活動をしている地元団体と交流を図り、生物の保全に寄与しました。
また、ゴマシジミの生息地の草刈りを実施することにより、参加者の環境整備への意識醸成を図ることができました。
【宇部市民センター・町づくり「なんでもベンリー協働隊」】(実施日：8月25日、参加者：13名、場所：宇部町(ゴマシジミ生息地))



ゴマシジミ観察会
(宇部市民センター)

◆小学校・中学校の取組状況

○水生生物調査（久慈小学校）

くじ・川の会の会長や会員を講師に迎え、第5学年の総合的な学習時間に水生生物調査を行いました。比較的きれいな川に棲む水生生物が見つかり、久慈川は、良い状態だということが分かりました。（実施日：9月6日、参加者：5年生99名・職員8名、場所：久慈川（久慈小付近））



水生生物調査（久慈小）

○鮭稚魚放流見学・水生生物調査（大川目小学校）

比較的きれいな川に棲む水生生物が見つかり、今のところ大川目町を流れる久慈川は、良い状態だということが分かりました。（実施日：4月22日、9月1日、参加者：1・2・5年生34名 職員2名 5年生13人・職員2名、場所：久慈川（三日町橋付近））

○水生生物調査（宇部小学校）

児童の水生生物に対する意識啓発が図られました。比較的きれいな川に棲む水生生物が見つかり、今のところ、宇部川は良い状態だということが分かりました。（実施日：9月1日、参加者：4年生児童9名・職員3名、場所：宇部川）



水生生物調査
（宇部小学校）

○カジカ調査（山形小学校）

ハナカジカを見つけることはできませんでしたが、自然に対する興味・関心を高め、自然愛護の心を養うことができました。（実施日：4月22日、8月31日、参加者：5・6年生29名・職員6名、場所：日野沢地区 小平沢川）



カジカ調査
（山形小学校）

3 自然環境の保全

森林の保全

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項目	目標	現状
森林（民有林）の面積	39,000ha 以上	38,731ha
人工林の面積	14,000ha 以上	13,719ha
天然林の面積	25,000ha 以上	25,012ha

林業の安定経営・後継者の育成を支援します。

○地域の林業事業者で組織する久慈地方「木の仕事」協議会が実施する林業体験座談会等を支援しました。【林業水産課】

間伐材や未利用資源などの有効な活用方法を検討します。

○平庭高原において、車いすの方でも森の中を自然散策できるよう、思い思いのメッセージを書き入れた木の板（間伐材を使用）で木道を作るフォレストボード体験を行いました。【商工観光課】

自然観察会や林業体験イベント等を通じて、林業や森林が持つ多面的機能に対する理解を深める取り組みを推進します。

○久慈地方物産展&地産地消フェアにおいて、原木しいたけ植菌体験を実施しました。【林業水産課】
（主催：久慈市しいたけ生産推進協議会、実施日：10月9日、参加者：37名）

○平山小学校で原木しいたけ植菌体験を実施しました。【林業水産課】
（主催：久慈市しいたけ生産推進協議会、実施日：11月17日、参加者：全児童35名）

◆小学校・中学校の取組状況

○森林学習（夏井小学校）

校舎敷地内において、自然とのふれあいや森林に親しむことにより、ツリークライミングやハンモック体験を通じて、自然のすばらしさを体験することができた。（実施日：10月5日、参加者：2～4年生児童8名・職員3名・森林インストラクター4名、場所：夏井小学校内校庭の観察園）



森林学習（夏井小）

○白樺植樹体験・森づくり大会（久喜小学校）

白樺についての知識を学習し、直接、植樹をすることで自然環境の保全の意識醸成をすることができました。また、森林などの自然環境を守ることの大切さを学ぶことができました。（参加者：全校児童35名・職員9名、場所：平庭高原）



白樺植樹体験（久喜小）

○白樺学習会・植樹（来内小学校）

白樺についての知識を学び、白樺の苗を植樹することで白樺の森林を守り育てていくことの大切さについて考えることができました。（実施日：8月10日、参加者：児童3名・保護者3名・職員4名、場所：平庭高原）

○白樺植樹作業（山形中学校）

学校内でボランティアを募って白樺植樹祭に参加し、地域の財産でもある白樺の苗の植樹を行いました。地域の自然とふれあいながら、地元の自然のすばらしさ、守り受け継いでいくことの大切さを実感することができました。

また、活動の中で地域の方々とも交流を深めることができました。（実施日：8月11日、参加者：生徒9名（有志）・職員3名、場所：平庭高原）

農地の保全

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項 目	目 標	現 状
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合	50% 以上	26.3%

農業の経営安定及び後継者育成に対し支援します。

- 農業経営基盤強化資金利子補給（認定農業者が農業経営改善計画に基づいて融資を受けた融資額に対する利子補給）を実施しました。【農政課】
（令和4年度利子補給額：534千円、利子補給期間：令和10年度まで、利用者：6件）

地区組織の設立などを検討し、農地管理放棄などの防止を図ります。

- 中山間地域等の保全・振興施策として、一定の要件に該当する農業者（集落・組合）に対する農業生産条件不利補正のため、中山間地域等直接支払交付金を交付しました。【農政課】
（令和4年度交付金額：7,016千円、協定数：7協定（4集落・3組合））

有機肥料・低農薬栽培による農業を推進します（堆肥センターを活用し、循環型農業の形成を図ります）。

- 久慈市堆肥センターを活用し、循環型農業の形成を図りました。【農政課】
（牛糞処理量：7,109 t、鶏糞処理量：2,775 t、販売実績：1,301 t）

地場農産物の生産・品質の向上を支援します。

- 地元産の農林水産物を食材利用した学校給食を市内全小中学校に一斉提供し、地産地消及び食育を推進するため、地産地消ふれあい給食事業を実施しました。【農政課】
（実施品目：鮭・ほうれんそう・しいたけ・短角牛（令和4年度は各品目1回実施）、令和4年度事業費：1,006千円）

農業体験イベントの開催や市民農園の利用など、農業が持つ多面的機能に対する理解を深める取り組みを推進します。

- 代掻き、田植え、稲刈りから脱穀までを行う稲作体験学習を実施しました。【農政課】
（活動団体：小久慈地区環境資源保全推進協議会・小久慈小学校、実施期間：5月～11月）
- 田植え、稲刈り、脱穀から精米までを行う稲作体験学習を実施しました。【農政課】
（活動団体：宇部第一環境保全会・宇部小学校、実施期間：5月～12月）
- 田植えから稲刈りまで行う稲作体験学習を実施しました。【農政課】
（活動団体：夏井町農地・水・環境保全再生会・夏井中学校、実施期間：6月～10月）
- 稲刈りから脱穀までを行う稲作体験学習を実施しました。【農政課】
（活動団体：大川目地区環境資源保全推進協議会・大川目小学校、実施期間：10月～12月）

◆小学校・中学校の取組状況

○農業体験活動【全校児童取り組み】（久慈湊小学校）

校地内の農園にて、農業体験活動を実施しました。（実施期間：4月～11月）



農園体験（久慈湊小）



農園体験（久慈湊小）



農園体験（久慈湊小）

○野菜の栽培（長内小学校）

全校児童で野菜の栽培に取り組みました。その活動等を通じて畑作業の大変さや難しさ、収穫の喜びを味わわせることができました。また、食物を大切にすることを育てることができました。

（実施期間：4月～11月、参加者：全校児童224名・職員22名、場所：学級園）

○もち米、野菜の栽培（小久慈小学校）

農地提供を受け、稲作及び野菜の栽培体験を行いました。農業体験学習を通して、米作りや野菜作りの大変さや難しさ、収穫の喜びを体験させることができました。（実施期間：5月～11月、参加者：全校児童204名・職員16名、場所：学区周辺借地(水田・畑)

○野菜の栽培（大川目小学校）

学級園で学級毎に野菜を栽培しました。野菜作りを通して、畑作業の大変さや野菜を育てる難しさ、収穫の喜びを体験させることができました。また、食物を大切にすることを育むこともできました。（実施期間：4月～11月、参加者：全校児童64名、職員9名、場所：学級園）

○稲刈り・脱穀体験（大川目小学校）

前年度に引き続き、まちづくり協議会の方々の協力を得て、稲刈り体験を行いました。また、昔ながらの千歯扱きを使っての脱穀も行い、児童は機械化された現代とは違う先人の苦労を身をもって感じることができました。次年度は、田植えからの一連の流れを体験させたいと考えています。

（実施日：10月11日・10月25日、参加者：5年生13名・職員4名、場所：大川目町第17地割内・大川目小学校校庭）

○全校児童によるそばの栽培とそば打ち体験学習会（夏井小学校）

7月から11月にかけて、夏井地区の特産物であるそばについて、その栽培に関わる一連の活動を通じ理解を深めることができました。また、そば打ち見学会ではどのようにしてそばを打つのか、見学を通して理解を深めることができました。（実施日：そば播き7月21日、そば刈り・しま立て9月16日、そば脱穀10月12日、そば打ち体験学習会11月24日 参加者：全校児童14名・職員1名・夏井川堤の景観を創る会5名、場所：学校の近くに借りている畑と夏井小敷地内）



そばの脱穀（夏井小）

○野菜の栽培（侍浜小学校）

体験的な学習を通じて、食の重要性について考えることができました。（実施期間：4月～11月、参加者：全校児童83名・職員11名、ボランティア1名、場所：学校農園）

○田植え、稲刈り、脱穀体験（宇部小学校）

地域の方々の協力を得て、人力による田植え、稲刈り鎌を用いた稲刈り、千歯扱きを用いた脱穀体験を行いました。（実施期間：田植え5月13日、稲刈り10月12日、脱穀12月6日、参加者：5年生11名・職員3名、場所：地域の方々の田んぼ、宇部小体育館）



脱穀体験（宇部小）

○農作物の栽培活動（久喜小学校）

学年毎に学校農園での野菜の植え付けから収穫までの農業体験を行いました。

また、農作物の栽培活動を通して、作物の成長や収穫の喜びを味わい、生命の恵みなどについて思いを深めることができました。（実施日：5月～11月、参加者：全校児童35名・職員9名、場所：久喜小学校 学校農園）

○脱穀体験（山形小学校）

4学年の児童を対象に、地域の方の協力を得て、機械を使って脱穀体験を行いました。（実施日：10月31日、参加者：4学年児童3名・職員3名、地域の大人3名、場所：山形町川井 協力いただいた方の水田）



脱穀体験（山形小）

○稲作体験（夏井中学校）

地域の協力を得て、田植え、稲刈りを行いました。実際に作業をすることで農業保全への意識が高まりました。（実施日：田植え6月23日、稲刈り10月13日、参加者：1学年生徒12名・職員4名、場所：夏井中学校前の水田）

○農産物(野菜)の栽培と観察（三崎中学校）

技術の授業時間にさつまいも、トマト、キュウリ、いちご、メロンの栽培を行いました。野菜作りを通して畑作業の大変さや収穫における喜びを体験するとともに、農業に対する興味、関心を深めることができました。（実施日：5月～11月、参加者：2学年生徒6名・職員1名、場所：三崎中学校敷地内）

4 身近な自然とのふれあいの促進

自然とふれあえる場の保全・創出、緑地・水辺地の保全

〔環境指標〕 ※特記なき場合、現状は令和4年度末時点

項目	目標	現状
市民一人あたり公園面積	2036年度 約20m ² /人	11.34m ² /人
小河川を対象とした多自然型水路の整備	1河川を対象として実施	令和4年度 実施
道路や公共施設を中心とした植樹の実施	実施	令和4年度 未実施

三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルといった様々な観光資源の周知と活用に努めます。

○みちのく潮風トレイルウォーキング【宇部市民センター】

潮風トレイルコース内の自然を感じながら、トレイルコースを歩きました。コース内の自然環境や、季節別の自生植物等を大切にす意識醸成に寄与しました。また、みちのくトレイルにおける観光資源の周知と活用に努めることができました（実施日：7月11日、11月22日、参加者：延25名、場所：太田名部漁港～ネダリ浜自然歩道～くろさき荘、黒崎展望台～北山崎）



トレイルウォーキング
(宇部市民センター)

○町民ウォーキング【宇部市民センター】

スポーツ教室において、自然を感じながらみちのく潮風トレイルのコースを活用しました。みちのく潮風トレイル内の観光資源の周知とコースの活用ができました。（実施日：10月30日、参加者：14名、場所：道の駅はしかみ～種市海浜公園）



町民ウォーキング
(宇部市民センター)

○三陸ジオパークのジオサイト等を巡り、その特色や人々の生活にふれながら、大地の成り立ちへの理解を深めました。【商工観光課】
(実施期間：10月、参加者：小中学生、場所：久慈市内各所)

緑化活動の推進に努めます。

○防災公園にツツジ（570本）と桜（20本）の植樹(植替え含む)を行いました。（主催：エリカシーランドくじ推進協議会、実施日：6月8日、参加者：60名程度、場所：久慈市総合防災公園敷地内）

◆小学校・中学校の取組状況

○磯観察、鮭の新巻きづくり体験（久喜小学校）

久喜地域の生活を支えている自然環境や漁業について理解し、興味・関心を高めるための学習体験活動を行いました。

たくさんの関係機関の方々からご支援をいただき、地域の漁業への思いとともに、貴重な体験を行うことができました。

- ・磯観察（実施日：5月31日、参加者：全校児童35名、職員9名、場所：久喜浜）
- ・鮭の新巻きづくり体験(実施日：11月15日、11月29日、参加者：5・6年児童9名、保護者9名、職員5名、場所：久喜漁港、校舎)



磯観察（久喜小）

○地域探訪（シャワークライミング体験）（侍浜中学校）

見慣れている自分の地域について捉え直す機会となりました。（実施日：7月5日、参加者：1年生10名・教職員2名、場所：山形町地内）

5 廃棄物の減量とリサイクル

ごみの減量化と資源の循環的利用の推進

〔環境指標〕

項目	目標	現状
市民一人あたりのごみの排出量	年間 327kg 以下	令和 4 年度 363kg
エコショップいわて認定事業所数	10 店舗以上	令和 4 年度 4 店舗
ごみの資源化率	年間 14.1%以上	令和 4 年度 11.1%

ごみの減量化を事業者・市民に呼びかけます。

○事業者・市民等に対し、ごみの減量化を呼びかけました。【生活環境課】

令和 4 年度の一般廃棄物収集処理の実績（集団資源回収を除く）

ア ごみ処理実績

	生活系ごみ（t）	事業系ごみ（t）
可燃ごみ	6,983	3,161
不燃ごみ	501	35
資源物	1,131	72
小計	8,615	3,268
合計（総排出量）	11,883	

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査

イ し尿処理実績

し尿：22,529 t

生ごみの堆肥化や減量化などの取り組みに対する支援をします。

○家庭用コンポスター購入補助事業を実施し、久慈市衛生班連合会が実施するコンポスターの共同購入事業に対し、1 台につき 2 千円を補助した。【生活環境課】（令和 4 年度補助実績：20 台）

公共施設への資源物回収 BOX を設置し、ごみの資源化率の向上に努めます。

○小型家電回収ボックスを設置した。【生活環境課】（回収量：1,728kg）

○資源物集団回収支援事業を実施し、資源物の集団回収を行う地域団体に対し、補助金を交付した。

【生活環境課】（令和 4 年度補助実績：10 団体、回収量：18,880kg）

リサイクル可能な商品やリサイクル商品を積極的に利用します。

○共通物品における積極的なグリーン購入法適合物品の購入を行った。【財政課】

◆小学校・中学校の取組状況

○裏紙の再利用（久慈小学校）

校内での印刷時に発生するミスプリントや外部から届く資料等の余った紙などを裏紙として活用し、再利用した。また、児童のプリントにも使うことで、再利用の意識向上へつながりました。（実施期間：通年、参加者：職員 50 名ほか）

○コピー、印刷機の裏紙利用の推進、段ボールリサイクルの促進（長内小学校）

校内で発生するミスプリント等の不用紙を裏紙として再利用しました。

また、校内で余剰となった段ボールをリサイクルすることで、可燃ごみの発生量を削減しました。（実施期間：通年、参加者：教職員22名）

○裏紙の利用と修理による長期間の使用（小久慈小学校）

裏紙の積極的利用により、紙ごみを減らすことができました。

また、用務員を中心に、校内の壊れたものや箇所の修繕を、不用品を活用しながら行い、ごみの減量化と備品の長寿命化を進めることができました。（実施期間：通年、参加者：全職員(用務員)、場所：校内）

○アルミ缶回収（大川目小学校）

PTA環境整備作業(令和4年度は中止)や卒業生の奉仕作業などで、アルミ缶を回収し、それらを換金しPTA活動に役立てています。（実施日：1～2月、参加者：6年生11名・職員1名）

○資源物回収（夏井小学校）

アルミ缶438kg、スチール缶155kgを回収し、収益金21,422円を児童会活動に役立てました。（実施日：4月22日、9月8日、参加者：全校児童14名・職員7名、場所：夏井小学校全学区）



資源物回収（夏井小）

○アルミ缶、スチール缶の回収、仕分け（平山小学校）

アルミ缶、スチール缶を回収し、換金してPTA活動費に充てることができました。活動が定着し、アルミ缶やスチール缶を持参してくれる家庭が増えています。（実施日：7月1日、11月22日、3月1日、参加者：保護者・児童・教職員、場所：平山小学校）

○空き缶回収を行い、換金してユニセフに寄付（大川目中学校）

アルミ缶、スチール缶を回収し、合計54,200円に換金できました。

換金後は、その収益をユニセフに寄付し、リサイクルとボランティア活動に対する意識を高めることができました。（実施期間：令和4年5月～令和5年2月 学年ごと月1回、参加者：生徒36名・教職員13名、場所：大川目中）

○リサイクル大作戦（侍浜中学校）

PTAの協力で継続的な活動として定着しています。（実施日：毎月第4木曜日、参加者：PTA及び教職員、実施場所：侍浜中教員住宅前）

6 廃棄物の適正処理

不法投棄・ポイ捨て対策の推進、環境美化活動の推進

〔環境指標〕

項目	目標	現状
不法投棄箇所確認件数	10箇所以下	令和4年度 40箇所
清掃活動の実施	実施	令和4年度 実施

不法投棄の実態調査・監視の強化に努めます。

- 環境パトロール員10名を委嘱し、不法投棄の監視を行いました。【生活環境課】（発見件数：40箇所）
- 不法投棄、不適正処理における原因者の特定に努めました。【生活環境課】

広報やポスターなどにより市民・事業者に注意を促します。

- 環境パトロール員により街頭啓発及び広報等による啓発を行いました。【生活環境課】

ごみ集積場の整備に対する支援を行います。

- ごみ集積場整備事業を実施し、町内会等が実施するごみ集積場の新築や改築に対し、経費の2分の1を補助（限度額75千円）しました。【生活環境課】（令和4年度補助実績：7件）

市民一斉清掃、530（ごみゼロ）運動を実施します。

- 早朝1時間清掃（ごみ拾い、草刈り）実施に関し、市民に清掃活動を呼びかけました。【生活環境課】（参加者：24,245人（年4回））
- お盆の供物収集に関し、市内の臨時集積場で特別収集を行いました。【生活環境課】

◆小学校・中学校の取組状況

○530（ごみゼロ）運動【全校児童取り組み】（久慈湊小学校）

登校中にごみを拾い、環境美化に努めました。

○530（ごみゼロ）運動（長内小学校）

登校途中のごみ(全体で大きなごみ袋3袋以上)を拾うことができました。また、委員会活動主体の活動であるので、環境への意識を高めることができました（実施日：9月30日、参加者：全校児童224名が参加対象、場所：各通学路）

○530（ごみゼロ）運動（小久慈小学校）

学校周辺のごみ拾いを3・4学年で行いました。中学年の地域学習関連として530運動に取り組んだことにより、学校周辺の環境美化に対する意識啓発を図ることができました。（実施日：5月30日、参加者：3・4学年児童52名、職員5名、場所：学校周辺）

○子供会の取り組み（小久慈小学校）

- ・日吉子供会：毎年夏休みに日吉公民館の清掃を行っています。
- ・上柏木子供会：夏休み中に3日間のごみ拾いの日を設定し、ごみ拾いを行っています。

○全校児童による通学路清掃（夏井小学校）

通学路を清掃することにより、児童の環境に対する意識啓発を図ることができました。（実施日：6月3日・8月30日、参加者：全校児童14名、場所：各通学路）



通学路清掃（夏井小）

○奉仕作業（ごみ拾い）（侍浜小学校）

全校児童で学校周辺のごみ拾いを行ったことにより、学校周辺がきれいになりました。
また、児童の環境に対する意識を高めることができました。（実施日：5月27日、参加者：全校児童83名、職員9名、場所：学校周辺）

○地域清掃（宇部小学校）

全校児童で普段利用している施設や地域の公共施設の清掃、学校周辺のごみ拾いを行いました。
普段利用している施設等の清掃を行うことにより、環境美化に対する意識を高めることができました。（実施日：6月22日、参加者：児童54名・職員11名、場所：学校周辺道路・宇部駅 他）

○クリーン活動、久喜浜清掃（久喜小学校）

久喜海づくり少年団の活動の一環として、自分たちができる地域の環境美化を目指して毎年取り組んでいます。縦割り班ごとに燃えるごみと燃えないごみを集め分別を行い、今年度も児童が主体的に地域貢献をしようとする姿勢、また郷土愛を深めることを狙いとして活動を進めました



クリーン活動（久喜小）

・クリーン活動…年2回、縦割り班毎に分かれて通学路や地域のごみ拾いを行いました。（実施日：4月27日・10月25日、参加者：全校児童35名・職員9名、場所：通学路）

・久喜浜清掃…全校児童が二手に分かれ、縦割り班ごとに久喜浜の清掃活動を実施し、砂浜に打ち上げられた空き缶やペットボトル、漁具や流木などの片付けを行いました。（実施日：5月31日、参加者：全校児童35名・職員9名、場所：久喜浜）



久喜浜清掃（久喜小）

○学校周辺のごみ拾い（小袖小学校）

年6回のクリーンの日を設定し、学校周辺のごみ拾いを全校児童で行いました。学校周辺の環境整備をすることで、児童の環境美化に対する意識を高めることができました。（実施日：年6回、6月1日、7月1日、7月25日、9月1日、10月3日、11月4日、参加者：児童150名・職員55名(累計)、場所：各通学路・学校周辺・かづま浜 等）

○530（ごみゼロ）運動、学校周辺のごみ拾い（山形小学校）

人家の少ないところに多くのごみが落ちており、思ってもいなかった量のごみを拾うことができました。自分たちにできることとして、環境に目を配り、「道端にごみを捨てない・ごみが落ちていたらすぐに拾う」意識を高めることができました。（実施日：5～6月適宜、参加者：4年児童3名・職員1名、場所：国道281号及び地方道山形線沿い）

○河川敷清掃（久慈中学校）

学校付近の河川敷清掃を行う予定を立てました。当日、市内への豪雨の影響で危険と判断したため延期とし、その後も夏の猛暑により延期を繰り返し、実際に河川敷清掃を行うことはできませんでしたが、全クラスから参加者を募ることができ、全校生徒の自分が住む地域の環境美化に努めようとする意識を確認することができました。（実施予定日：8月1日、参加予定者：生徒63名（有志）、場所：久慈中付近久慈川河川敷（中の橋～大成橋）

○海ごみゼロウィーク活動（夏井中学校）

可燃ごみや不燃ごみ、ペットボトルなどのごみを回収することができました。

また、もぐらんぴあ周辺の砂浜をきれいにすることで、環境美化の意識を高めることができました。（実施日：8月6日、参加者：生徒34名・職員10名、場所：久慈市夏井町大崎の浜辺）

○530（ごみゼロ）運動（夏井中学校）

部活動ごとに分かれ、夏井町内のごみ拾いを行いました。自分たちの地域への美化意識が高まりました。（実施日：6月20日、参加者：生徒34名・職員10名、場所：夏井町内）

○530（ごみゼロ）運動（侍浜中学校）

地域環境、地域貢献の一機会となりました。（実施日：5月27日、参加者：全校生徒34名・教職員8名、場所：学校周辺の道路）

○サマー清掃（侍浜中学校）

生徒の環境意識とボランティアに対する意識啓発が図られました。（実施日：7月25日、参加者：全校生徒34名、場所：学区内の各公民館周辺）



530 運動（侍浜中）

○530（ごみゼロ）運動を実施し、全校で三崎地区のごみ拾いを実施（三崎中学校）

燃えるごみ、燃えないごみに分別して回収し、通学路や学校周辺のごみ拾いを実施しました。自分たちの住んでいる地域への環境保全の意識啓発を図ることができました。（実施日：6月24日、参加者：生徒23名・教職員8名、場所：通学路・学校周辺）

○久喜浜の海岸清掃を全校生徒で実施（三崎中学校）

海岸に打ち寄せられたごみを集め処理しました。生徒は、この取り組みを通して学区内の海浜環境の改善・維持につながることを学習しました。

また、環境保全の意識啓発が図られました。（実施日：8月31日、参加者：生徒23名・教職員8名、場所：久喜浜周辺）

○530（ごみゼロ）運動（山形中学校）

学校周辺、地域の環境をきれいな状態にすることができました。

また、自分の住んでいる地域をきれいにしたことで、地域の自然環境保全の意識向上にもつながりました。（実施日：6月2日、参加者：全校生徒38名・教職員8名、場所：学校周辺及び地域）

7 地球環境の保全

地球温暖化対策の推進、有害化学物質の監視

〔環境指標〕

項目	目標	現状
区域の温室効果ガス排出量	2030年度 18.52万t-CO ₂	2021年度 26.59万t-CO ₂
行政の事務や事業から排出される温室効果ガス排出量	2030年度 7,029t-CO ₂	2022年度7,620t-CO ₂
住宅用太陽光発電システムの新規導入件数	年間 15 件以上	1 件
市内における空間放射線量率	1 μSv/h 未満	1 μSv/h 未満

公用車の低公害化を推進します。

○公用車として、低公害車 3 台を導入しました。【財政課】

地球温暖化実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減行動を推進します。

○庁舎内における昼休み時間の節電を実施しました。【財政課】

○暖房の設定温度を下げ、A 重油の使用量を抑制しました。【財政課】

○共通物品における積極的なグリーン購入法適合物品の購入を行いました。(再掲)【財政課】

広報への掲載や講演会などを開催し、地球温暖化防止に向けた行動を啓発します。

○久慈市地球温暖化対策地域協議会が主催する環境学習講演会を後援しました。【生活環境課】

クールビズやウォームビズの実施、また、ノー残業デーを設定し、エネルギー消費量の削減を行います。

○ノー残業デーを実施しました。【総務課】

○庁内でクールビズやウォームビズを実施しました。【総務課】

酸性雨のモニタリングを継続し、その情報を公表します。

○大気汚染実態調査の一環として、酸性雨(雪)調査を実施しました。【生活環境課】

環境放射能については、空間線量率や放射能測定を継続して監視します。

○空間放射線量率の測定を実施しました。【生活環境課】

◆小学校・中学校の取組状況

○元気づくり週間【全校児童取り組み】(久慈湊小学校)

健康教育とタイアップし、徒歩での登校を促すことにより車の二酸化炭素排出量を抑制しました。

(実施日：年 3 回 4 月・8 月・1 月 各 5 日間)

○節電の呼びかけと太陽光発電モニターによる自然エネルギー活用の啓もう(小久慈小学校)

エコ・ボランティア委員会の呼びかけで、節水・節電の意識を高め、省エネに努めることができました。また、太陽光発電モニターを活用し、太陽光発電等の自然エネルギー活用のメリットについて啓もうすることができました。(実施期間：通年、参加者：全校児童186名、場所：校内)

8 環境保全活動を担う人材の育成

環境保全情報の収集・公表、環境イベントなどの推進、環境教育と環境学習の推進

〔環境指標〕

項目	目標	現状
環境報告書の作成・公表	実施	令和4年度 実施
広報の環境関連記事の掲載回数	24回/24回	令和4年度 24回/24回
市民が参加しやすい自然観察会、環境体験学習及び環境保全活動の機会の創出	実施	令和4年度 実施
琥珀のまち生涯学習事業（まちづくり直送便等）における環境関連の勉強会の実施	実施	令和4年度 実施

環境に関する年次報告書を作成し、公表します。

○環境に関する年次報告書「久慈市の環境」を作成し公表しました。【生活環境課】

環境に関する情報の発信、提供を積極的に行います。

○市広報や市HPに環境に関する情報を掲載しました。【生活環境課】

林業体験イベントを支援し、林業とのふれあいの場を創設します。

○市内山形町における体験学習等のプログラム提供により、自然や森の成り立ち、森の果たす役目などを学ぶとともに、森づくりの大変さや除間伐の必要性について理解を深める場を提供することができました。【商工観光課】

漁業体験イベントを支援し、漁業とのふれあいの場を創設します。

○市内侍浜町における体験学習等のプログラム提供により、漁業従事者と対話をしたり、海から網を引き上げたり、網から魚を外すなど、実際に体験することで、漁業の大変さや必要性について、理解を深める場を提供することができました。【商工観光課】

学校教育における体験学習などの支援を行います。

○体験学習等のプログラム提供を通じて、市内外の多くの児童・生徒に自然体験プログラムを体験してもらうことにより、久慈市の魅力を体感・提供することができました。【商工観光課】

琥珀のまち生涯学習事業（まちづくり直送便等）の活性化に努めます。

○まちづくり直送便において、市職員の派遣を行いました。【生涯学習課】

- ・ごみの分け方、出し方について（参加者：36名）
- ・三陸ジオパークの見学（参加者：61名）

第4章

地球温暖化対策実行計画

- 1 地球温暖化対策実行計画の概要
- 2 事務事業編
- 3 区域施策編

1 地球温暖化対策実行計画の概要

地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本市における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制の取り組みにより、地球温暖化対策の推進を図るためのものです。

平成 31 年 3 月に「第 4 次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（以下、「事務事業編」という。）を策定、令和 3 年 3 月に「第 2 次久慈市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」（以下、「区域施策編」という。）を策定しました。

事務事業編は、本市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進をはかること、また、市が率先して地球温暖化対策の取り組みの成果を PR していくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促すことを目的とするものです。

また、区域施策編は、行政のみならず、本市の市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組むことを目的としています。

2 事務事業編の点検結果

1 調査方法及び内容

市の組織及び施設における事務・事業から発生する二酸化炭素の総排出量を把握するため、各施設等の燃料及び電気の使用量について現況把握調査を行い、その結果を集計のうえ二酸化炭素の排出量を算出しました。

2 対象施設

平成 30 年度からは、前計画で対象としていなかった指定管理施設についても対象とし、次の施設について調査しました。

- (1) 庁舎等 11 施設（市役所・山形総合支所・管理車両など）
- (2) 文化施設・公民館等 15 施設（アンバーホール・公民館・図書館など）
- (3) 給食センター 2 施設
- (4) 防災施設 43 施設（防災センター・屯所・地区防災センターなど）
- (5) 保育園・児童館 8 施設（休園の施設を含む）
- (6) 小学校・中学校 23 施設
- (7) 福祉施設 15 施設（元気の泉・地区デイサービス施設・老人福祉センターなど）
- (8) 体育施設 22 施設（市民体育館・総合運動場・地区プールなど）
- (9) 下水道施設 18 施設（浄化センター・地区ポンプ場・地区マンホールポンプなど）
- (10) 上水道施設 30 施設（地区ポンプ場、配水池、簡易水道など）
- (11) 観光施設・産業施設等 15 施設（観光交流センター・もぐらんぴあなど）
- (12) 公園等 29 施設（公園・さわやかトイレなど）
- (13) 病院等 1 施設（国保診療所）

3 取り組み目標

・ 基準年度 2013 年度二酸化炭素総排出量：11,539t-CO₂/年



約 40% (4,509t-CO₂) の削減

・ 目標年度 2030 年度二酸化炭素総排出量：7,029t-CO₂/年

4 調査及び点検結果

(1) 温室効果ガスの総排出量及び項目別排出量

各施設等からの報告をもとに集計した結果、令和4（2022）年度の温室効果ガス総排出量は7,620t-CO₂/年となり、前年度からは微減、基準年度比で約34%の減となりました。

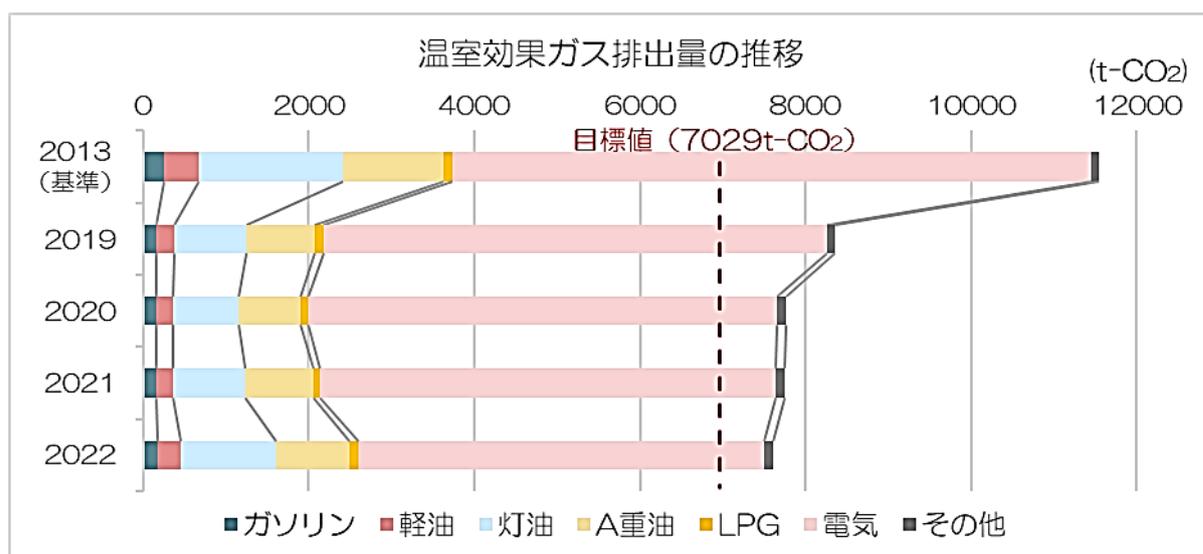
温室効果ガス排出量の状況

(単位：t-CO₂)

	総排出量	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	電気	その他
2013 (基準年度)	11,539	258	407	1741	1,226	110	7,713	84
2019	8,353	161	218	861	837	101	6,086	89
2020	7,764	162	198	790	753	88	5,670	103
2021	7,749 (7,948)	162	197	873	827	79	5,503 (5,702)	107
2022	7,620 (8,635)	178	278	1,160	896	101	4,907 (5,922)	100

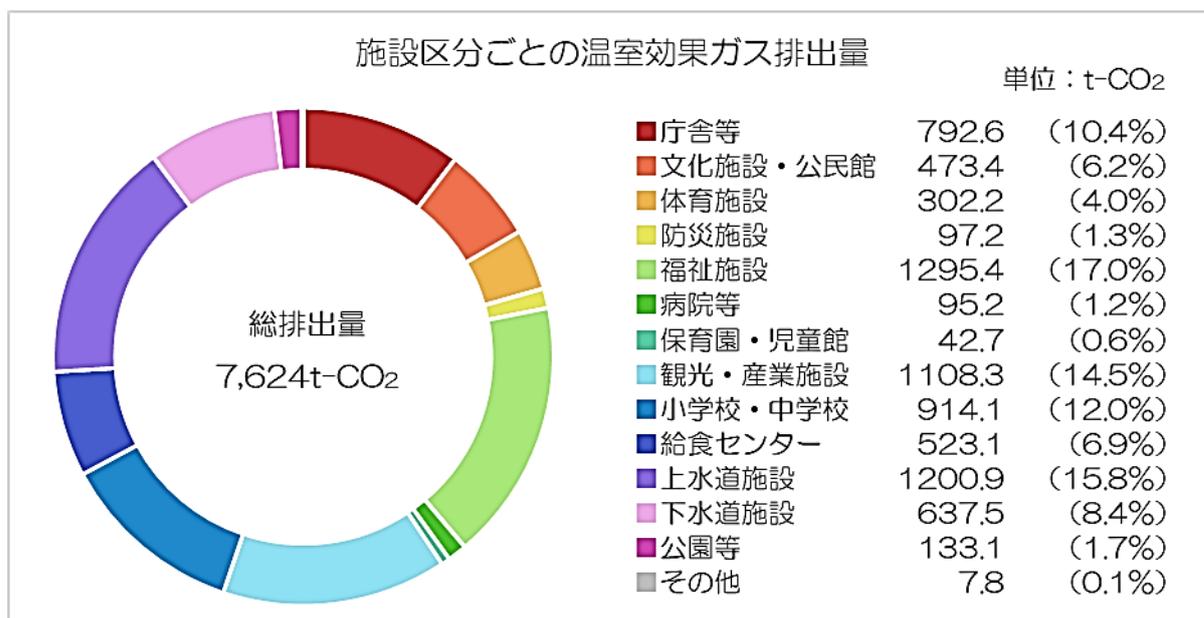
※（ ）内は電気事業者が調達した環境価値による調整を除く基礎排出係数を用いた場合の排出量

※端数処理のため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。



(2) 施設区分ごとの温室効果ガス排出量

施設区分ごとでは福祉施設、上水道施設、観光・産業施設の順に多くなっています。



※端数処理のため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。

5 目標の実績評価と今後の取り組み

令和4年度の温室効果ガス排出量は概ね前年度並となりました。エネルギー種別では A 重油や灯油に由来する排出量が増加しており、要因としては暖房需要の高まりに伴い燃料消費が増えたことが考えられます。

市では、2050年までに市有施設における使用電力を再生可能エネルギー100%とすることを目標としており、目標達成に向けて、これまでの取り組みに加え、施設設備の計画的な更新や省エネ・再エネ設備の導入を推進していきます。

3 区域施策編の点検結果

1 調査方法及び内容

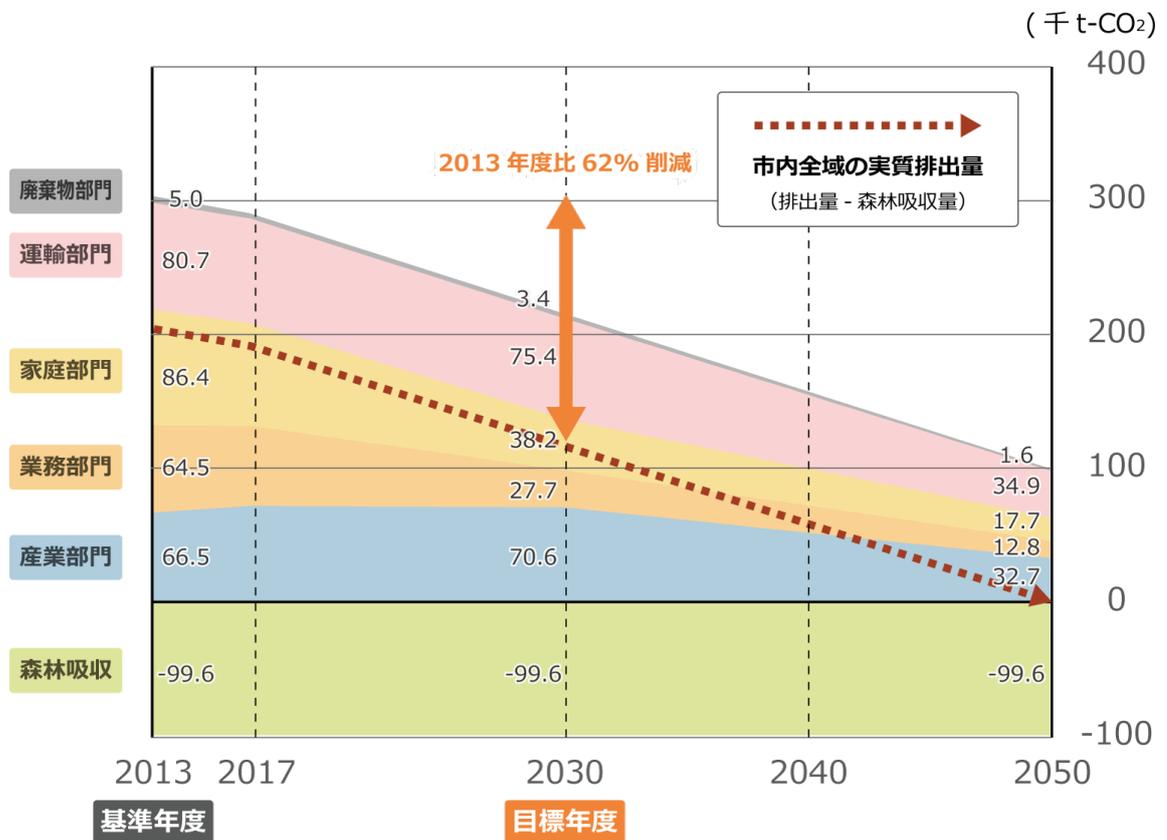
本市の市域全体から排出される温室効果ガスについて、産業・家庭・業務・運輸・廃棄物部門ごとに推計するとともに、目標達成に向けた取組指標等の達成状況を点検します。

温室効果ガスの推計は、環境省の『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）』に基づいて算出しています。

2 調査対象

久慈市における市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とします。

3 取組み目標



・ 基準年度 2013 年度温室効果ガス排出量：30.31 万 t-CO₂/年



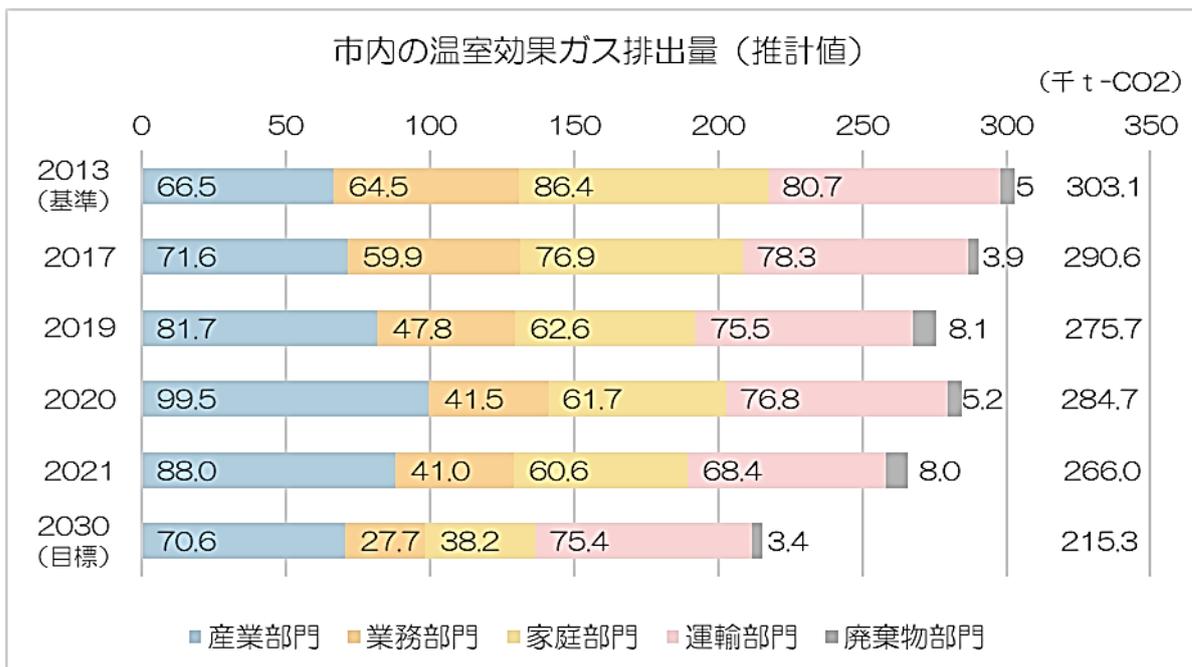
約 62% (※) の削減 (森林吸収量を含む)

・ 目標年度 2030 年度温室効果ガス実質排出量：11.57 万 t-CO₂/年

※国の地球温暖化対策計画において示されて目標（2013 年度比 46%削減）の設定方法に準拠し、グロスネット方式（基準年は排出量のみを計上し、目標年は森林等による吸収量を差引く計算方法）で算定しています。

4 温室効果ガス排出量の状況（推計値）

令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で約26.59万tとなり、基準年度から約12.3%の減少、前年度からは約6.6%の減少となりました。



※端数処理のため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。

※推計に使用している統計の遡及改訂等により、値が変更となる場合があります。

5 取組指標等の状況

取組指標	目標 (2030年度)	中期目標 (2025年度)	実績 (2022年度)
長期優良住宅の増減数（累計）	260件	210件	329件
防犯灯のLED化率	80%	55%	59.48%
事務事業編の温室効果ガス排出量	7029t-CO ₂	8075t-CO ₂	7620t-CO ₂
市保有施設における使用電力の再エネ比率	30.0%	-	10.9%
市区域内における使用電力の再エネ比率	22.0%	-	-
公共交通の市民1人当たり年間利用回数	-	9.18回/人	7.12回/人
公共交通利用促進イベント参加者数	-	481人	494人
市民1人あたり年間ごみ排出量	308.7kg	339.8kg	362.4kg
資源ごみの割合	15.0%	13.50%	12.59%
森林整備面積	60ha	50ha	51.62ha
未利用材活用量	-	10,000 m ²	7,475 m ²
温暖化対策に関するイベント開催	10回	10回	2回

資料編

- 1 環境基本条例
- 2 環境基準
- 3 環境用語解説

1 環境基本条例

平成 18 年久慈市条例第 87 号

環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策

第 1 節 施策の基本方針等（7 条－第 10 条）

第 2 節 環境の保全及び創造に関する基本的施策（11 条－第 23 条）

第 3 節 地球環境保全の推進（第 24 条・第 25 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下に同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。

3 環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環

境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の提言に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の提言に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保が図られること。

(3) 森林、農地、水辺地当における多様な自然環境が地域条件に応じて適正に保全されること。

(4) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するよう、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されること。

(5) 水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全が図られること。

(6) 人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、事業者及び市民の意見を反映することが出来るように必要な措置を講ずるとともに、久慈市環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(環境等の状況の公表)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全場の支障を防止するため、必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者及び市民が自らの行為に関わる環境への負荷を提言するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るように誘導するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の提言に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の提言に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第18条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 前 3 条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施設の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第 22 条 市は、環境の状態の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 節 地球環境の全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

(総合的な調整等のための体制)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等との協働体制)

第 27 条 市は、環境保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

2 環境基準

■大気関係

●大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
達成期間	維持され、又は原則として5年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持され、又は早期に達成されるよう努める

物質	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値0.06ppm以下であること	1年平均値が15ug/m ³ 以下、かつ1日平均値が35ug/m ³ 以下であること
達成期間	維持され、又は早期に達成されるよう努める		

(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。

(注3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

(注4) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

●有害大気汚染物質(ベンゼンなど)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

●環境基準の評価方法(要約)

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

■水質関係

●人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準	項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.343.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

●生活環境の保全に関する環境基準 【河川（湖沼を除く）】

(1) 利用目的の適応性に関する項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級,自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級,水産 1 級,水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級,水産 2 級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級,工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級,農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級,環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	-

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の 欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚子の生育場として特に保全が必要な 水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。

●生活環境の保全に関する環境基準 【湖沼】

※湖沼：天然湖沼及び貯水量 1,000 万㎡以上かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人口湖

(1) 利用目的の適応性に関する項目 (全窒素、全燐以外)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級,水産 1 級,自然環境 保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以 下	1 mg/L 以 下	7.5 mg/L 以 上	20CFU/100mL 以 下
A	水道 2 級,水道 3 級,水産 2 級, 水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以 下	5 mg/L 以 下	7.5 mg/L 以 上	300CFU/100mL 以 下
B	水産 3 級, 工業用水 1 級,農業 用水及び C の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以 下	15 mg/L 以 下	5 mg/L 以 上	—
C	工業用水 2 級及び環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2 mg/L 以 上	—

(注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注 2) 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注 3) 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

(注 5) 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 利用目的の適応性に関する項目 (全窒素、全燐)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/・L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1～3 級,水産 1 種,水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/・L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/・L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/・L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種,工業用水,農業用水,環境保全	1 mg/・L 以下	0.1 mg/L 以下

(注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注 2) 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

(注 3) 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

(注 4) 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注 5) 基準値は、年間平均値とする。

(注 6) 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(3) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。

(4) 水生生物の生息・再生産する場の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

(注1) 基準値は年間平均値とする。

●生活環境の保全に関する環境基準 【海域】

(1) 利用目的の適応性に関する項目 (全窒素、全磷以外)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注4) n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5 mg/L

(注5) A類型において自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

(2) 利用目的の適応性に関する項目（全窒素、全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(注4) 基準値は、年間平均値とする。

(注5) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖をするおそれがある海域について行うものとする。

(3) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。

(4) 水生生物の生息・再生産する場の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

(注1) 基準値は年間平均値とする。

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.343.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

■ 土壌関係

● 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下、 かつ農用地においては米 1kg に つき 0.4mg 以下	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下
有機燐	検液中に検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下、 かつ農用地(田に限る)において は土壌 1kg につき 15mg 未満	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下
P C B	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下
銅	農用地(田に限る)において土壌 1kg につき 125mg 未満	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下	セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下	ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下
クロロエチレン (別名塩 化ビニル又は塩化ビニルモノマ ー)	検液 1 L につき 0.004mg 以下	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下	1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下		

(注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

(注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう

(注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

■ダイオキシン類関係

●ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/L以下	JIS K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

(注4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

■騒音関係

●騒音に係る環境基準と類型指定地域

地域類型		環境基準値		
	当てはめ地域	地域の区分	昼間 (午前6時から 午後10時)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域	一般の地域	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般の地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域等	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下

(注1) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(注2) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

3 環境用語解説

用語	内容
アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどがあげられる。
一般環境大気測定局	大気の汚染の状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局という。
エコファーマー	環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、堆肥などによる土づくりと化学肥料、化学農薬の使用を低減する生産方式を導入しようとする農業者を「エコファーマー」として知事が認定する制度。「エコファーマー」になると農業改良資金の貸付に関する特例や税制上の特例が受けられる。
オゾン層	地上から20～25kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、オゾンとなることで形成される。オゾンは波長域 200～360nm の光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に届きにくくしている。
化学的酸素要求量（COD）	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。事業場や家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。これらの排水が河川、湖沼、海域に放流されると、富栄養化となり、プランクトンが異常発生し、赤潮や青潮の原因となる。
環境エコ協力店	簡易包装の推進、使い捨て容器・製品の使用削減、資源回収の推進、紙ごみの減量、消費者に対するPRの推進、従業員への環境教育などの環境に配慮した事業を実施している店舗に対し、自治体が特定の制度などにより認定したもの。
環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいう。
環境基本法	今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。
グリーン購入ネットワーク	グリーン購入の取り組みを促進するための企業・行政・消費者のネットワーク。全国の多種多様な企業や団体が同じ購入者の立場で参加する。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷が小さいものを優先して購入すること。
こどもエコクラブ	環境庁（現環境省）が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。
ごみの資源化率	$(\text{資源リサイクル回収量（可燃系・不燃系）} + \text{資源プラスチック類回収量}) \div \text{一般廃棄物排出量} \times 100$
酸性雨	化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨や霧に取り込まれ、酸性になって地上に落下した雨等をいう。主として石油などの化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨等に溶けて生じるpHの低い降水物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。

用語	内容
室内環境汚染物質	室内環境汚染物質には、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の化学物質やVOC(揮発性有機化合物)、ハウスダスト(カビやダニの死骸、綿ぼこり、花粉)等がある。この中で、ホルムアルデヒドは合板や壁紙などの接着剤や合成樹脂に多く含まれ、防腐、殺菌作用があり、目、鼻やのど等への刺激が強く、発がん性があるといわれている。住宅の高気密化ゆえに室内の換気量が不足し、シックハウス症候群や化学物質過敏症など健康被害が問題になっている。
浄化槽	し尿、台所や風呂等から出る雑排水を処理する家庭用の設備で、様々な大きさのものがあるが、下水道終末処理場と同程度の処理能力があり、設置に要する期間が短いなどの利点がある。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、①ポリ塩化ジベンソパラジオキシン(PCDDs)、②ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、③コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)を「ダイオキシン類」と定義している。分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。 ダイオキシン類の濃度を表す場合、環境大気中ではpg-TEQ/m ³ N という単位が使われる。 ※1pg(ピコグラム):1兆分の1g ※m ³ N:0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積
地球温暖化	温室効果ガスにより熱がこもり、地球の温度が上昇する現象をいう。温室効果ガスとは、太陽光線により暖められた地表面から放射される熱を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。
TEQ	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンソパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。
低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
典型7公害	水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害と呼ぶ。
特定植物群落	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等の選定基準を設けて、これに該当する植物群落を地域特性も考慮しながら都道府県別に選定したもの。
都市計画区域	市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要がある区域。
都市公園	都市計画区域内に設置されており、市で管理する公園または緑地で、供用開始を公示した公園。
二酸化硫黄(SO ₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり大気に排出され汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質となる。このため環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。

用語	内容
二酸化窒素 (NO ₂)	窒素と酸素の化合物で、主として物が燃焼することにより発生する。呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NO _x) の一種。発生源は自動車や工場、事業場などがあげられる。
ppm	百万分率 (100 万分の 1= part per million) の略。例えば、空気 1m ³ 中に 1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を 1ppm という。
ビオトープ	野生生物の生息空間。生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。最近、都市部の河川整備、公園造成などの際に、ビオトープをつくる動きが活発になってきており、ホテルや白鳥の生息地の復活・創出や、自然公園型のビオトープの創出などの取り組み事例がある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が 10μm (1mm の 1,00 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。
フロン	スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた化学物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン 11, 12, 113, 114, 115 については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1995 年末までに生産が全廃されている。
モニタリング	環境の状態などを定期的に統一的な手法で把握・監視すること。
有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などでそれぞれ指定し、取扱いを規制している物質。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のある PCB、DDT などが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。
遊休地農地	近年、担い手の高齢化・減少等により、耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加している。遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響、農地の集団的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こしている。
リサイクル	ごみの再資源化のこと。物質としてのリサイクル (マテリアル・リサイクル) と物質の構造を変えるリサイクル (ケミカル・リサイクル)、ごみを焼却する際の熱エネルギーを活用する廃熱利用 (サーマル・リサイクル) がある。また、リサイクルに優先する取り組みとしてごみ発生の抑制 (リデュース) と再使用 (リユース) がある。

令和5年度版環境報告書

令和6年3月

発行 久慈市 生活福祉部 生活環境課

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号

TEL 0194-54-8003

FAX 0194-52-3653